

2024年度 学生募集要項

～明日の精神保健福祉を担う
ソーシャルワーカーを養成～

精神保健福祉士（通信）科

目次

アドミッション・ポリシー (Admission Policy)……	1
1. 募集学科・修業年限・定員……	1
2. 入学資格……	1
3. 選考方法……	2
4. 出願手続 (入学選考料・提出書類・提出方法) ……	3
5. 出願期間……	6
6. 入学手続……	6
7. 学費……	7
8. 奨学金・給付制度……	7
9. 履修科目……	8
10. 履修科目免除制度について……	8
11. 講師一覧……	11
12. 実習施設一覧……	12
資料①基礎科目について……	13
資料②実務経験について……	16
入学 Q&A……	19
各書類の記入例及び注意事項……	21
教育ローン等……	23
併設学科……	23
入学志願書等提出書類 (本校指定用紙)	

Nihon Medical Welfare College

アドミッション・ポリシー (Admission Policy)

募集方針・入学生受け入れの方針

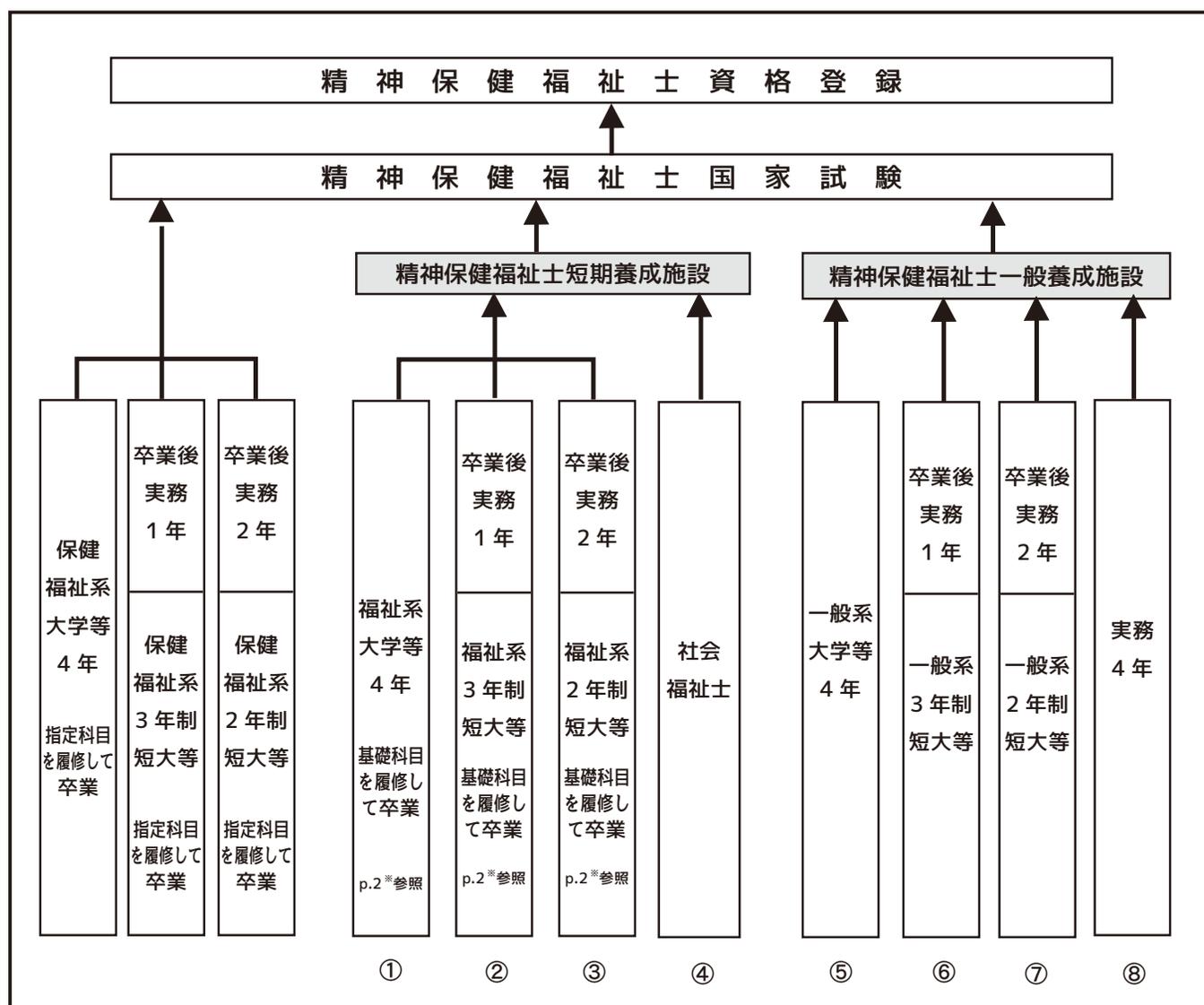
本校の教育理念や特色を十分に理解し、専門知識及び技術を習得し、社会に貢献できる資質を持つ人材を求める。

- (1) 医療・福祉分野への学習意欲・探究心・向上心がある人
- (2) 医療・福祉分野で働くために必要な倫理観、協調性を持つ人
- (3) 専門知識や技術を身につけ、社会に貢献したいと考える人

1. 募集学科・修業年限・定員

学科名	課程	修業年限	募集定員	募集区域	受講開始日
精神保健福祉士（通信）科	短期課程	9ヶ月	140名	全国	4月1日
	一般課程	1年7ヶ月	100名		

2. 入学資格



入学資格要件	
短期課程	① 福祉系4年制大学等において、 <u>基礎科目</u> ^{※1} を修めて卒業した者、または3月卒業見込みの者
	② 福祉系3年制短期大学等において <u>基礎科目</u> ^{※1} を修めて卒業した者（夜間・通信課程を卒業した者を除く）で、 <u>厚生労働省の指定する施設</u> ^{※2} において1年以上相談援助業務に従事した者
	③ 福祉系短期大学等において <u>基礎科目</u> ^{※1} を修めて卒業した者で、 <u>厚生労働省の指定する施設</u> ^{※2} において2年以上相談援助業務に従事した者
	④ <u>社会福祉士</u> ^{※3} である者
一般課程	⑤ 4年制大学等を卒業した者又は3月卒業見込みの者（専攻は問いません）
	⑥ 3年制短期大学等を卒業した者（夜間・通信課程を卒業した者を除く）で、 <u>厚生労働省の指定する施設</u> ^{※2} において1年以上相談援助業務に従事した者
	⑦ 2年制短期大学等を卒業した者で、 <u>厚生労働省の指定する施設</u> ^{※2} において2年以上相談援助業務に従事した者
	⑧ <u>厚生労働省の指定する施設</u> ^{※2} において4年以上相談援助業務に従事した者

注意事項 該当番号にある※の内容を必ず確認してください。

- ※1 「基礎科目」については p.13～15 に掲載していますので必ずご確認ください。該当科目は全て履修している必要があります。
- ※2 「厚生労働省の指定する施設」については施設の種別と職種の規定がありますので該当するかどうかを必ず、「資料②実務経験について」で確認してください（p.16～18 参照）。
- ※3 「社会福祉士」とは社会福祉士国家試験に合格後、試験センターに登録されている方です。（合格年3月31日までの登録申請者も含みます。出願される方は、社会福祉士国家試験合格証書の写しと社会福祉士登録申請書の写しが必要となります。詳細は p.3^{※1}をご覧ください。）

3. 選考方法

短期課程・一般課程共通

①小論文

小論文課題

「精神保健福祉士を目指そうとする動機やきっかけとなった出来事についてまとめてください。」

注意：（本校指定の小論文用紙 700字以上800字以内の記述 鉛筆、消せるボールペン不可）

黒ボールペン又は万年筆で手書きにて記述

②書類審査（志願書等）

③必要に応じて電話等でのヒアリングがあります

4. 出願手続

(1) 入学選考（検定）料 10,000 円

(2) 提出書類 「出願要件」を確認し、「○」印がある提出書類を提出してください。

①短期課程 *証明書は3ヶ月以内のものをご準備ください。

提出書類	出願要件						備考
	① 福祉系 4年制大学等卒		②③ 福祉系 短大等卒 +実務経験	④ 社会福祉士			
	実務経験があり 実習免除を 希望される方	実習履修が 必要な方		実務経験があり 実習免除を 希望される方	実習履修が 必要な方		
全員が提出するもの	入学志願書	○	○	○	○	○	本校指定用紙使用
	小論文	○	○	○	○	○	本校指定用紙使用
	1) 入学選考料払込受付 証明書貼付台紙 2) 入学願書受付通知 3) 受付簿 4) 入学手続受付通知	○	○	○	○	○	それぞれを切り離さないでください。 1) 氏名記入 2) 住所・氏名記入、63円切手貼付 3) 氏名記入、写真貼付 4) 住所・氏名記入
	証明写真	○	○	○	○	○	縦4cm、横3cmのものを3枚 裏面に学科・氏名を記入し、各書類所定の 場所に1枚ずつ貼付してください。 ※志願書裏面1枚 ※スナップ写真不可
	入学選考結果 通知用封筒	○	○	○	○	○	400円分の切手を貼付し、宛名を記入してください。
出願要件にかかる書類	卒業証明書 (原本を提出)	○	○	○	—	—	大学等最終学歴のもの ※2024年3月卒業見込の方は、「卒業見込証明書」を 提出してください。(入学後、卒業証明書を提出) ※卒業証書の原本や写しは不可
	基礎科目履修証明書 (原本を提出)	○	○	○	—	—	大学等発行または本校指定用紙使用 (p.13～16参照)
	成績証明書 または 単位取得証明書 (原本を提出)	○	○	○	—	—	大学等最終学歴のもの
	社会福祉士登録証の写し または 「社会福祉士国家試験合格 証書」及び「社会福祉士 登録申請書」の写し ^{※1}	—	—	—	○	○	^{※1} 今年度社会福祉士国家試験合格者で3月31日までに 登録申請を行った方は、出願の申請時において、「社会 福祉士国家試験合格証書」及び「社会福祉士登録申請書」 の写しを提出してください。後日「社会福祉士登録証」 の写しを提出してください。
	実務経験申告書	—	—	○	—	—	本校指定用紙使用 (p.21 記入例を参照)
	実務経験証明書	—	—	○	—	—	本校指定用紙使用 (p.21 記入例を参照)
実習にか かる 書類	実務経験申告書 ^{※2}	○ ^{※2}	—	—	○ ^{※2}	—	本校指定用紙使用 (p.21 記入例を参照) ^{※2} 実務経験があり、実習免除を希望される方
	実務経験証明書 ^{※2}	○ ^{※2}	—	—	○ ^{※2}	—	
	実習調査票 ^{※3}	—	○ ^{※3}	—	—	○ ^{※3}	本校指定用紙使用 (p.22 記入例を参照) ^{※3} 実務経験がなく、実習履修が必要な方
その他	履修科目免除申請書 ^{※4} 成績証明書 ^{※5} または 単位取得証明書 (原本を提出)	履修科目免除制度を希望する場合(他の学校にて既に「精神保健福祉援助実習」及び「精神保健福祉援助 実習指導」を履修された方も含む) ^{※4} 本校指定用紙使用 (p.22 参照) ^{※5} 免除希望科目の履修が確認できる受講年度のシラバス(入学資格に必要な書類で成績証明書を 提出されている方は不要です。)					
	戸籍抄本 (原本を提出)	卒業証明書、成績証明書等に記載されている名前と現在の名前が異なる場合					
	推薦書	本校指定用紙 (所属先での推薦が頂ける場合)					

②一般課程 *証明書は3ヶ月以内のものをご準備ください。

提出書類	出願要件				備考	
	⑤ 4年制大学等卒		⑥⑦ 短大等卒 +実務経験	⑧ 実務経験 4年以上		
	実務経験があり 実習免除を 希望される方	実習履修が 必要な方				
全員が提出するもの	入学志願書	○	○	○	○	本校指定用紙使用
	小論文	○	○	○	○	本校指定用紙使用
	1)入学選考料払込受付 証明書貼付台紙 2)入学願書受付通知 3)受付簿 4)入学手続受付通知	○	○	○	○	それぞれを切り離さないでください。 1)氏名記入 2)住所・氏名記入、63円切手貼付 3)氏名記入、写真貼付 4)住所・氏名記入
	証明写真	○	○	○	○	縦4cm、横3cmのものを3枚 裏面に学科・氏名を記入し、各書類所定の 場所に1枚ずつ貼付してください。 ※志願書裏面1枚 ※スナップ写真不可
	入学選考結果 通知用封筒	○	○	○	○	400円分の切手を貼付し、宛名を記入してください。
出願要件にかかる書類	卒業証明書 (原本を提出)	○	○	○	—	大学等最終学歴のもの ※2024年3月卒業見込の方は、「卒業見込証明書」を提出 してください。(入学後、卒業証明書を提出) ※卒業証書の原本や写しは不可
	成績証明書 または 単位取得証明書 (原本を提出)	○	○	○	—	大学等最終学歴のもの
	実務経験申告書	—	—	○	○	本校指定用紙使用(p.21 記入例を参照)
	実務経験証明書	—	—	○	○	
実習にかかる書類	実務経験申告書 ^{※1}	○ ^{※1}	—	—	—	本校指定用紙使用(p.21 記入例を参照) ^{※1} 実務経験があり、実習免除を希望される方
	実務経験証明書 ^{※1}	○ ^{※1}	—	—	—	
	実習調査票 ^{※2}	—	○ ^{※2}	—	—	本校指定用紙使用(p.22 記入例を参照) ^{※2} 実務経験がなく、実習履修が必要な方
その他	履修科目免除申請書 ^{※3} 成績証明書 ^{※4} または 単位取得証明書 (原本を提出)	履修科目免除制度を希望する場合(他の学校にて既に「精神保健福祉援助実習」及び「精神保健福祉援助 実習指導」を履修された方も含む) ^{※3} 本校指定用紙使用(p.22 参照) ^{※4} 免除希望科目の履修が確認できる受講年度のシラバス(入学資格に必要な書類で成績証明書を提出 されている方は不要です。)				
	戸籍抄本 (原本を提出)	卒業証明書、成績証明書等に記載されている名前と現在の名前が異なる場合				
	推薦書	本校指定用紙(所属先での推薦が頂ける場合)				

③注意事項

1. 提出書類について

志願書・実務経験申告書・実務経験証明書等は入学資格・入学手続に関わる重要書類です。施設種別等は、法律で定められた正式な名称を記入してください。なお、入学後・卒業後を問わず、応募内容の虚偽や誤った表記・証明等で入学資格・国家試験受験資格・登録等が無効になっても、当校では一切の責任を負いません。記入・応募の際は十分にご注意ください。

2. 実習に関わる科目の履修免除について

厚生労働省令に定められた指定施設において、精神障害者に対して、相談援助又はサービス等を提供する業務(p.16～18「資料② 実務経験について」参照)に1年以上従事された経験のある方は、ソーシャルワーク実習(ソーシャルワーク実習指導スクーリング、レポートも含む)が免除されます。実習免除を希望される方は必ず「実務経験申告書」及び「実務経験証明書」をご提出ください。また、出願時点で1年に満たず、3月31日で1年となる方は「実務経験(見込)申告書」及び「実務経験(見込)証明書」でご提出頂き、4月1日以降に改めて「実務経験申告書」及び「実務経験証明書」をご提出ください。(p.21 参照)
加えて、社会福祉士の「相談援助実習」「ソーシャルワーク実習」を履修している方は、60時間を上限として、精神科病院等の医療機関以外の「ソーシャルワーク実習」が一部免除されます。(p.9 参照)

(3) 提出方法

①郵送の場合

入学選考（検定）料 10,000 円を下記振込先に振り込んだ後、所定の必要書類を出願用封筒で、以下の提出先まで「簡易書留」にて郵送してください。

★入学選考（検定）料の振込先

(a) 郵便局 ATM または他金融機関（ATMを含む）からのお振込の場合

金融機関名	支店番号	預金種類	口座番号
ゆうちょ銀行	四一八（ヨンイチハチ）	普通預金	9535587

(b) 郵便局でのお振込の場合

	記号番号	口座番号	振込先名称
郵便振込	14140	95355871	<small>がっこうほうじん かめいがくえん</small> 学校法人 瓶井学園 <small>にほん ふくしせんもんがっこう</small> 日本メディカル福祉専門学校

1. 本校の振込用紙はございませんので、金融機関の振込用紙をご利用ください。
2. 振替払込請求書兼受領証（郵便局の受付印のあるもの、コピー可）または、ATMのご利用明細票（コピー可）を指定の入学選考料払込受付証明書貼付台紙に貼付してください。

②持参の場合 所定の必要書類に入学選考（検定）料を添えて、瓶井学園入学事務局に提出してください。

③インターネット（Web）出願の場合

本校のホームページより、出願専用ページ（<https://www.syutsugan.net/nmf>）にアクセスして手続きをしてください。（手数料 600 円が必要です）

※入学要件等を確認するための必要書類（卒業証明書、成績証明書等）については、以下の提出先まで「簡易書留」にて、別途郵送していただく必要がございます。出願期間（p.6 参照）内に、書類をご提出ください。

(4) 提出先

〒533 - 0015 大阪市東淀川区大隅 1-1-25 学校法人 瓶井学園 学園本部入学事務局

(5) 受付時間

平日：午前 9 時～午後 7 時 土曜日：午前 9 時～午後 5 時

(6) 注意事項

※提出された書類及び入学選考（検定）料（入学選考時に入学要件が該当しないことが判明した場合も含む）は規定によりお返しいたしませんので、入学要件に該当されるかどうか必ずご確認の上、ご出願ください。

入学要件に該当されるかどうかご不明な場合は、ご出願前に本校にお問い合わせください。

※また、事前に入学選考料を振込まれ、いかなる都合で書類をご提出されない場合も返金致しませんので、ご注意ください。短期課程は、定員になり次第、出願受付を終了します。短期課程にご出願される方は、出願受付の可否を事前に確認のうえ、振込をお願い致します。

※ご出願前にスクーリング・実習の履修が可能かをご確認ください。スクーリング日程については、短期課程の方は 7 日間、一般課程の方は 8 日間実施されます。実習が必要な方は他日程（別途ご案内いたします）で行います実習事前スクーリング（1 日間）、実習事後スクーリング（半日間）のご出席が必要です。

※本校では入試業務を遂行するにあたり、志願者より取得した個人情報、「入試（出願から入学まで）における各種連絡及び選考」の目的のみに利用し、厳重に管理の上、目的外に利用しません。

※入学選考料の領収証発行は承っておりません。恐れ入りますが、振替払込請求書兼受領証（原紙）を保管して頂くようお願い致します。

5. 出願期間

	出願期間	合格発表
1次	10月1日(日) ~ 10月31日(火)	合否結果は期間締切後、 1週間程度で郵送にて通知します。 電話での合否のお問い合わせは、 原則として受付しておりません。 ※定員になり次第締め切ります。 出願前にお電話でご確認ください。
2次	11月1日(水) ~ 11月30日(木)	
3次	12月1日(金) ~ 12月20日(水)	
4次	12月21日(木) ~ 1月20日(土)	
5次	1月21日(日) ~ 2月20日(火)	
6次	2月21日(水) ~ 3月8日(金)	
7次	3月9日(土) ~ 3月15日(金)	
8次	3月16日(土) ~ 3月23日(土)	
9次	3月24日(日) ~ 3月31日(日)	

* 出願書類のご提出は郵送の場合、消印有効です。持参の場合、日曜日・祝日及び冬期休暇は受付しておりません。

6. 入学手続

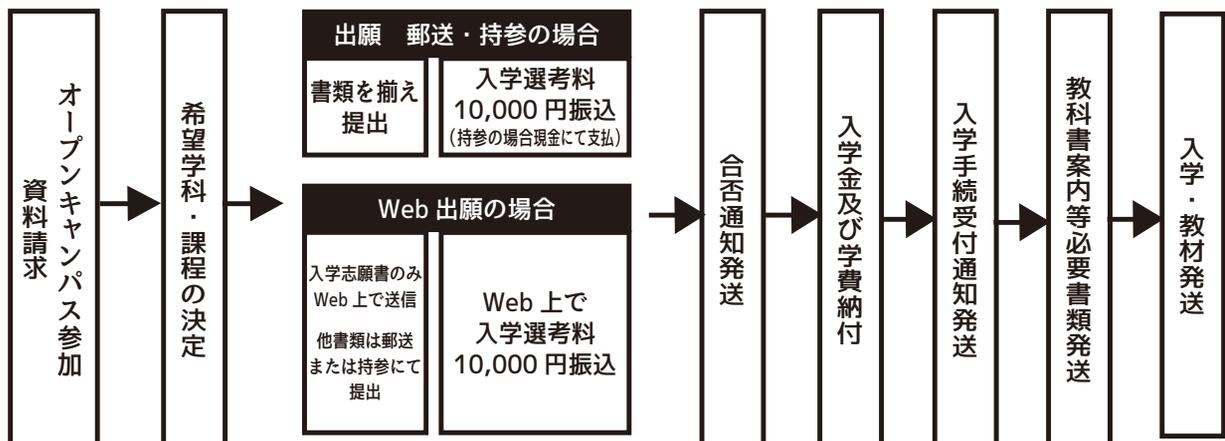
(1) 手続の流れ

- ① 受験者全員に合否通知、合格者には合格通知・学費納入通知書の案内を郵送します。
- ② 学費を期日までに指定口座にお振込みください。
- ③ 学費の入金確認後、入学手続受付通知をお送りします。教材等は4月上旬(予定)にお届けします。

(2) その他の注意事項

- ・ 合格通知受理後、所定の期限(合格日より約2週間)までに入学手続を完了されない場合は、入学を辞退されたものと見なし、合格の取り消しとなります。
- ・ 入学辞退される場合は、「入学辞退届」を書面(事由を記載の上、直筆で署名したもの、様式自由)で本校宛に提出してください。
- ・ 入学手続(学費納入)後、入学を辞退される場合も、「入学辞退届」を書面(事由を記載の上、直筆で署名したもの、様式自由)でご提出をお願いします。ただし、4月1日以降に入学辞退された場合、納入された授業料等については、原則としてご返金致しませんのでご了承ください。なお、3月31日までに入学辞退された場合は、入学金以外を返金致します。

(3) 入学までの流れ



7. 学費

課程の別	入学金	授業料	備考
短期通信課程	20,000 円	330,000 円 (実習履修の状況により実習料減免あり)	授業料は、面接授業料 50,000 円、 実習料 180,000 円を含む。
一般通信課程	30,000 円	430,000 円 (実習履修の状況により実習料減免あり)	授業料は、面接授業料 75,000 円、 実習料 180,000 円を含む。

<実習区分による学費等>

実習免除（一部免除）の有無によって、下記のように実習料が異なります。

詳細は p.4 ③注意事項 「2. 実習に関わる科目の履修免除について」をご参照ください。

課程の別		入学検定料	入学金	実習区分による 授業料	合計
短期通信 課程	実習の全てが免除される方	10,000 円	20,000 円	150,000 円	180,000 円
	実習の一部が免除される方 ^{*1}			280,000 円	310,000 円
	実習を全て履修される方			330,000 円	360,000 円
一般通信 課程	実習の全てが免除される方	10,000 円	30,000 円	250,000 円	290,000 円
	実習の一部が免除される方 ^{*1}			380,000 円	420,000 円
	実習を全て履修される方			430,000 円	470,000 円

^{*1} 社会福祉士養成課程における「相談援助実習」「ソーシャルワーク実習」を履修された方は、「ソーシャルワーク実習」の一部が免除されます。

一部免除の場合、地域分野実習が通常 16 日間（120 時間以上）のところ、8 日間（60 時間以上）になります。

医療分野実習は一律、12 日間（90 時間以上）となります。

注）「ソーシャルワーク実習」における個人に帰属する費用（宿泊・交通・食事費等）は、個人負担となります。

※学生厚生費（短期課程 7,400 円程度・一般課程 8,300 円程度）がかかります。

※テキスト代は含まれておりません。（【テキスト代目安】短期課程：30,000 円程度、一般課程：65,000 円程度）
学校を通じて提携書店で購入、または各自で購入して頂くことになります。詳細に関しては入学手続き時にお知らせします。

8. 奨学金・貸付・給付制度

(1) 本校では社会に有益な人材を育成するために、人物・経歴ともに優れ、本校の奨学生として適格と認められた人に対し、下記の項目の金額を免除します。

奨学金の種類	対象	申請方法	内容
瓶井学園卒業生・ 在校生入学金免除制度	当学園の卒業生、在校生	入学志願書の学歴欄に、卒業された学校名・ 学科（卒業年度）または講座（修了年月 日）を記入してください。	入学金全額免除

(2) その他の貸付・給付制度

貸付・給付の種類	申請方法等
専門実践教育訓練 給付金制度	別紙にて専門実践教育訓練給付金のご案内がございます。そちらをご参照ください。

9. 履修科目

授業科目	一般課程			短期課程		
	通信授業 時間数	スクーリング (面接授業) 時間数	実習 時間数	通信授業 時間数	スクーリング (面接授業) 時間数	実習 時間数
医学概論	90	—	—	—	—	—
心理学と心理的支援	90	—	—	—	—	—
社会学と社会システム	90	—	—	—	—	—
社会福祉の原理と政策	180	—	—	—	—	—
地域福祉と包括的支援体制	180	—	—	—	—	—
社会保障	180	—	—	—	—	—
障害者福祉	90	—	—	—	—	—
権利擁護を支える法制度	90	—	—	—	—	—
刑事司法と福祉	90	—	—	—	—	—
社会福祉調査の基礎	90	—	—	—	—	—
精神医学と精神医療	162	6	—	162	6	—
現代の精神保健の課題と支援	162	6	—	162	6	—
ソーシャルワークの基盤と専門職	81	3	—	—	—	—
精神保健福祉の原理	162	6	—	162	6	—
ソーシャルワークの理論と方法	162	6	—	162	6	—
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	162	6	—	162	6	—
精神障害リハビリテーション論	81	3	—	81	3	—
精神保健福祉制度論	81	3	—	81	3	—
ソーシャルワーク演習	81	3	—	—	—	—
ソーシャルワーク演習（専門）	243	9	—	243	9	—
ソーシャルワーク実習指導	243	9	—	243	9	—
ソーシャルワーク実習	—	—	210	—	—	210
合計	2,790	60	210	1,458	54	210

10. 履修科目免除制度について（希望者対象）

【概要】

- ◆他の学校等^{※1}において指定科目を履修された方は、入学後の科目履修（レポート提出）を免除することができます。
- ◆該当される方については下記の種別に応じて、「履修科目免除申請書」に科目の履修を証明する書類（成績証明書等）の必要な書類を添えて、申請してください。
- ◆この申請に基づき、履修科目の教育内容を本校の教育内容に照らし、当該教育内容に相当するものと認められる場合には、総履修時間数（ソーシャルワーク実習指導・実習を含む）の2分の1を超えない範囲で本校における科目の履修を免除します。計算方法については、次ページに記載しておりますので必ず参照してください。
- ◆その他、次ページの注意事項を必ず熟読のうえ、申請してください。

^{※1} 他の学校等とは、大学・高等専門学校・職業能力開発校・職業能力開発大学校・厚生労働大臣の定める学校等が対象です。その他についてはお問い合わせください。

【注意事項】

- ◆提出された書類を審査のうえ、免除対象になるか確認します。書類を提出すれば、必ず免除されるというわけではありません。
- ◆免除される科目は、基本的には本校の開講科目名称と履修科目名称が一致しているものが対象となります。「履修科目免除申請書」に記入の際は、p.9～10の「履修科目免除制度の読み替え科目一覧」を必ず確認してください。
- ◆履修科目免除申請（実習免除を含む）は、出願書類に同封された場合に限り有効です。後日、提出された場合は無効となりますのでご注意ください。あくまでも出願時の自己申請を基本とし、出願後の申請は受付できませんので、ご了承ください。
- ◆総履修時間数（ソーシャルワーク実習指導・実習を含む）の2分の1を超えない範囲での免除申請が可能です。
例）短期課程の場合：【総履修時間数 1,638 時間】の2分の1となる【819 時間以内】での免除申請が可能です。
※実習免除該当の方は、実習指導時間 252 時間と実習時間数 210 時間を優先し、計算、申請をお願いします。

(1) 実習に関わる科目の履修免除について

①「ソーシャルワーク実習」と「ソーシャルワーク実習指導」の履修免除を希望する方

制度の概要	指定施設において、精神障害者に対して、相談援助又はサービス等を提供する業務に1年以上従事した経験がある方、または他の学校等で「精神保健福祉援助実習」と「精神保健福祉援助実習指導」の両科目を履修された方は「ソーシャルワーク実習指導」と「ソーシャルワーク実習」の履修が免除されます。（1科目ずつの免除はできません）	
免除内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「ソーシャルワーク実習」（210 時間） ・「ソーシャルワーク実習指導」のレポート提出及び実習事前・事後スクーリング ・実習料 	
対象	指定施設で1年以上の実務経験のある方、 また実務経験取得見込の方	他の学校等で「精神保健福祉援助実習」及び 「精神保健福祉援助実習指導」の両科目を履修された方
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・実務経験申告書 ・実務経験証明書 ※出願時点で1年に満たず3月31日で1年となる方は、各証明書のコピーを取り、コピーに朱書きで「見込」と記入し、ご提出ください。4月1日以降に改めて正規（原紙）の書類をご提出ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・履修科目免除申請書 ・成績証明書または単位取得証明書

②「ソーシャルワーク実習」の一部履修免除を希望する方

制度の概要	社会福祉士養成課程における「相談援助実習」を履修している方については、60時間を上限として、精神科病院等の医療機関以外の実習が免除されます。
免除内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「精神保健福祉援助実習」の精神科病院等の医療機関以外の実習（60時間） ・実習料の一部（詳細はp.7の7.学費＜実習区分による授業料＞をご参照ください。）
対象	社会福祉士養成課程における「相談援助実習」「ソーシャルワーク実習」を履修した方 ※「相談援助実習」「ソーシャルワーク実習」免除で社会福祉士を取得した方は該当しません。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・履修科目免除申請書 ・成績証明書または単位取得証明書

【重要】ソーシャルワーク実習について

ソーシャルワーク実習は、地域分野(8日～16日間)、医療分野(12日間)の2か所に配属になります。いずれも、平日(月曜日から金曜日)連続期間での実習になります。ご家庭やお仕事の都合をよくご検討いただき、ご出願をお願いします。

入学後に上記の取り決めを守っていただけず、入学辞退、退学される方が増えております。ご不安がある方は、必ずオープンキャンパスにご参加いただくか、お電話にてご相談くださいますようお願いいたします。

(2) 実習に関わる科目以外の履修免除について

制度の概要	他の学校等 ^{*1} で、本通信科開講科目に該当する科目（p.10「履修科目免除制度の読み替え科目一覧」を参照）を既に単位取得されている場合、本科指定の対象科目が履修免除される制度です。
免除内容	免除される科目のレポート提出 ※本制度は学習上の便宜を図ることを目的とした制度ですので、希望者のみを対象とし、 <u>授業料の減額はありませ</u> のでご了承ください。
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・履修科目免除申請書（p.22 参照） ・成績証明書又は単位取得証明書 ・免除を希望する科目のシラバス（科目を履修した出身校のもので受講年の内容を確認できるもの）

「履修科目免除制度の読み替え科目一覧」

指定科目等名	読み替えの範囲
医学概論	「医学一般」「医学知識」「人体の構造(・)機能(・)疾病」「人体の構造と機能及び疾病」
心理学と心理的支援	①「心理学」「心理学理論と心理的支援」
	②「臨床心理学」及び「発達心理学」の2科目
社会学と社会システム	①「社会学」「社会学理論と社会システム」
	②「家族社会学」及び「地域社会学」の2科目
社会福祉の原理と政策	「社会福祉」「福祉政策」「社会福祉政策」「現代社会と福祉」
地域福祉と包括的支援体制	①「地域福祉」「地域福祉の理論と方法」
	②「地域福祉」及び「コミュニティワーク」又は「コミュニティソーシャルワーク」のうちのいずれかの2科目
社会保障	「社会保障制度」「社会保障サービス」
障害者福祉	「障害者福祉制度」「障害者福祉サービス」「障害福祉」「障害福祉制度」「障害福祉サービス」「障害児(・)者福祉」「障害児(・)者福祉制度」「障害児(・)者福祉サービス」「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」
権利擁護を支える法制度	①「権利擁護と成年後見」「権利擁護と成年後見制度」
	②「権利擁護と成年後見制度」「成年後見」「民法総則」「民法総論」のうちのいずれかの2科目
刑事司法と福祉	「更生保護」「更生保護制度」「司法福祉」
社会福祉調査の基礎	「社会調査」「社会福祉調査」「社会調査の基礎」
精神医学と精神医療	「精神疾患とその治療」「精神医学」「精神科医学」
現代の精神保健の課題と支援	「精神保健」「精神保健の課題と支援」「現代のメンタルヘルスの課題と支援」「メンタルヘルスの課題と支援」
ソーシャルワークの基盤と専門職	「社会福祉援助技術」「ソーシャルワーク」「ソーシャルワークの基盤と専門職」「相談援助」「相談援助の基盤と専門職」
精神保健福祉の原理	(読み替えなし)
ソーシャルワークの理論と方法	「社会福祉援助技術」「ソーシャルワーク」「ソーシャルワークの理論と方法」「相談援助」「相談援助の理論と方法」
ソーシャルワークの理論と方法(専門)	(読み替えなし)
精神障害リハビリテーション論	(読み替えなし)
精神保健福祉制度論	(読み替えなし)
ソーシャルワーク演習	「精神保健福祉援助演習」「精神保健福祉援助演習(基礎)」「相談援助技術演習」「精神保健福祉援助技術演習」「精神保健福祉演習」
ソーシャルワーク演習(専門)	「精神保健福祉援助演習」「相談援助技術演習」「精神保健福祉援助技術演習」「精神保健福祉演習」
ソーシャルワーク実習指導	「相談援助現場実習指導」「相談援助技術実習指導」「相談援助技術現場実習指導」「精神保健福祉援助技術実習指導」「精神保健福祉援助技術現場実習指導」「精神保健福祉実習指導」「精神保健福祉現場実習指導」「精神保健福祉援助実習指導」「ソーシャルワーク現場実習指導」
ソーシャルワーク実習	「相談援助現場実習」「相談援助技術実習」「相談援助技術現場実習」「精神保健福祉援助技術実習」「精神保健福祉援助技術現場実習」「精神保健福祉実習」「精神保健福祉現場実習」「精神保健福祉援助実習」「ソーシャルワーク現場実習」

※なお、以下のいずれかに該当する場合には、読み替えの範囲内とします。

- (1) 科目名の末尾に、「原論」、「(の)原理」、「総論」、「概論」、「概説」、「論」、「法」、「(の)方法」及び「学」のうち、いずれかの語句又は複数の語句が加わる場合
- (2) 厚生労働省が示す指針に教育内容が全て含まれる場合であって、科目名の末尾に「Ⅰ、Ⅱ」等が加わることにより、複数の科目に区分され、かつ当該区分された科目の全てを行う場合
- (3) 一つの指定科目の教育を、複数科目の履修により行う場合であって、その当該複数科目の名称の全てが一つの指定科目の読替の範囲に該当する場合
- (4) 上記(1)から(3)のいずれにも該当する場合
例：「社会保障」に相当する科目を行う場合
 - ・(1)に該当する場合 「社会保障論」、「社会保障総論」等でも可。
 - ・(2)に該当する場合 「社会保障Ⅰ」及び「社会保障Ⅱ」等でも可。
 - ・(3)に該当する場合 「社会保障制度」及び「社会保障論サービス」でも可。
 - ・(4)に該当する場合 「社会保障Ⅰ」、「社会保障Ⅱ」、「社会保障サービス」等でも可。

※上記の読み替えの範囲に含まれない名称の科目であっても、卒業した学校で厚生労働省に個別に認定を受けている場合があります。各自で卒業した学校に確認をしてください。

11. 講師一覧

※一部変更することがあります。

科目名	担当講師	所属
精神医学と精神医療	木下 秀夫	医療法人養心会 国分病院
	佐谷 誠司	特定医療法人大阪精神医学研究所 新阿武山病院
現代の精神保健の課題と支援	白田 寛	大阪医科薬科大学 衛生学・公衆衛生学教室（非常勤講師）
ソーシャルワークの基盤と専門職	黒田 将史	日本メディカル福祉専門学校
精神保健福祉の原理	大岡 由佳	武庫川女子大学
	二條 紀彦	日本メディカル福祉専門学校
ソーシャルワークの理論と方法 ソーシャルワークの理論と方法（専門）	辻本 考太	日本メディカル福祉専門学校
	谷 緑	日本メディカル福祉専門学校
	田中 和彦	日本福祉大学
	二條 紀彦	日本メディカル福祉専門学校
精神障害リハビリテーション論	西 友子	大阪樟蔭女子大学
精神保健福祉制度論	西 友子	大阪樟蔭女子大学
医学概論	元根 正晴	大阪歯科大学
心理学と心理的支援	小川 万希子	クレオ大阪 子育て活動支援館
社会学と社会システム	藤原 真名夫	近畿大学（非常勤講師）
社会福祉の原理と政策	倉持 史朗	同志社女子大学
地域福祉と包括的支援体制	村江 昇	日本メディカル福祉専門学校（非常勤講師）
社会保障	和田 隆夫	日本メディカル福祉専門学校（非常勤講師）
障害者福祉	酒井 伸太郎	日本メディカル福祉専門学校（非常勤講師）
権利擁護を支える法制度	和田 隆夫	日本メディカル福祉専門学校（非常勤講師）
刑事司法と福祉	久保 隆志	関西福祉科学大学
社会福祉調査の基礎	松原 正裕	日本メディカル福祉専門学校
ソーシャルワーク演習	谷 緑	日本メディカル福祉専門学校（非常勤講師）
	辻本 考太	日本メディカル福祉専門学校
	阪田 憲二郎	神戸学院大学
	榎原 直美	日本メディカル福祉専門学校
	黒田 将史	日本メディカル福祉専門学校
	萩野 佳恵	精神科診療所 起福クリニック
	西 友子	大阪樟蔭女子大学
	川井 邦浩	一般社団法人オーダーメイドサポート サポートセンター OMS
	東岡 久美子	株式会社相交会精神保健福祉土うつき相談事務所
	富澤 宏輔	大阪人間科学大学
	立花 直樹	関西学院大学
	ソーシャルワーク実習指導 ソーシャルワーク実習	辻本 考太
榎原 直美		日本メディカル福祉専門学校
岡上 繭子		日本メディカル福祉専門学校
谷 緑		日本メディカル福祉専門学校（非常勤講師）
川合 真一		特定非営利活動法人 バムスびあ
西川 孝		特定非営利活動法人 東成精神障害者をささえる会サラダ倶楽部東成工房
木太 直人		公益社団法人 日本精神保健福祉士協会
藤田 安		特定非営利法人ひつじの会 学び舎あいまいもこ
貝谷 昭		医療法人仁風会 八雲病院
山本 純子		富山福祉短期大学
仲田 直幸		医療法人卯の会 就労支援事業 あらた舎
谷 憲治		日本メディカル福祉専門学校（非常勤講師）
川井 邦浩		一般社団法人オーダーメイドサポート サポートセンター OMS
吉本 政秀		社会福祉法人 せらび CARE CENTER アルドール
東岡 久美子		株式会社相交会精神保健福祉土うつき相談事務所
町 かおり		鹿児島市精神保健福祉交流センター はーとぱーく
稗田 幸則		長崎県医療法人志仁会 西脇病院
西川 良一		株式会社 N・フィールド 地域医療連携部
中山 真		社会福祉法人浦安荘 救護施設浦安荘
柏木 元		株式会社 グローバルジョイント

12. 実習施設一覧（過去配属実績）

所在地	配属施設	施設種別	所在地	配属施設	施設種別
東京	榎本クリニック	精神科診療所	大阪	シード	地域活動支援センター
愛知	西山クリニック	精神科診療所	大阪	ブルーリボン	生活介護事業所
福井	みどりヶ丘病院	精神科病院	大阪	みとい製作所	生活介護 就労継続支援 B 型
富山	あしつきのふれあいの郷	就労移行支援 就労継続支援 B 型 相談支援 地域活動支援センター I 型	大阪	ふれあいの里	就労継続支援 B 型 共同生活介護 地域活動支援センター
富山	ワークハウスとなみ野	就労移行支援 就労継続支援 B 型	大阪	サテライト・オフィス平野	就労移行支援
石川	加賀こころの病院	精神科病院	大阪	バムスびあ	就労継続支援 B 型
滋賀	水口病院	精神科病院	大阪	地域活動支援センタークム	地域活動支援センター
滋賀	ステップアップ 21	相談支援	大阪	のぞみ工作所	自立訓練（生活訓練）
京都	東舞鶴医誠会病院	精神科病院	兵庫	神戸白鷺病院	精神科病院
京都	京都市朱雀工房	就労移行支援 就労継続支援 B 型	兵庫	K こころのケアクリニック	精神科診療所
大阪	国分病院	精神科病院	兵庫	姫路北病院	精神科病院
大阪	新阿武山病院	精神科病院	兵庫	新淡路病院	精神科病院
大阪	藍野花園病院	精神科病院	兵庫	垂水病院	精神科病院
大阪	楓こころのホスピタル	精神科病院	兵庫	すまいる・フレンズ	就労移行支援 就労継続支援 B 型
大阪	丹比荘病院	精神科病院	兵庫	アルブル夢野	生活介護 就労継続支援 B 型
大阪	寝屋川サナトリウム	精神科病院	兵庫	のじぎく工房	就労継続支援 B 型
大阪	渡辺病院	精神科病院	兵庫	どりー夢共同作業所	就労継続支援 B 型
大阪	水間病院	精神科病院	兵庫	ポルタ	地域活動支援センター 相談支援
大阪	つつみクリニック	精神科診療所	兵庫	むぎのめ作業所	就労継続支援 B 型
大阪	木村クリニック	精神科診療所	兵庫	東有岡ワークハウス	就労移行支援 就労継続支援 B 型
大阪	久米田病院	精神科病院	兵庫	ゆめの	地域活動支援センター
大阪	東香里病院	精神科を有する病院	三重	南勢病院	精神科病院
大阪	フェルマータメンタルクリニック	精神科診療所	三重	多機能型事業所 さんさん	自立訓練（生活訓練）
大阪	上島医院デイナイトケアセンター	精神科診療所	奈良	ハートランドしぎさん	精神科病院
大阪	さくらクリニック	精神科診療所	奈良	ふらっと	地域活動支援センター
大阪	あおぞらクリニック	精神科診療所	奈良	地域活動支援センターびあぼへと	地域活動支援センター
大阪	にじくクリニック	精神科診療所	和歌山	麦の郷紀の川生活支援センター	相談支援事業所
大阪	ワケノ・クリニック	精神科診療所	和歌山	国保野上厚生総合病院	精神科を有する病院
大阪	こころの相談室リーフ	地域活動支援センター	徳島	藍里病院	精神科病院
大阪	なにわ工房	就労継続支援 B 型	鳥取	養和病院	精神科病院
大阪	ワークみなと	就労継続支援 B 型	鳥取	サマーハウス	地域活動支援センター
大阪	東成工房	生活介護 就労継続支援 B 型	岡山	希望ヶ丘ホスピタル	精神科病院
大阪	JSN 新大阪アネックス	就労移行支援	岡山	ワークハウスわくわく	就労継続支援 B 型
大阪	埴生の里	就労移行支援 就労継続支援 B 型	岡山	ワークステーションコンドル	就労移行支援 就労継続支援 B 型
大阪	G フレンズ	生活訓練 就労移行支援	広島	瑠璃の屋形	就労移行支援 就労継続支援 B 型
大阪	リカバリハウスいちご長居	地域活動支援センター	沖縄	新垣病院	精神科病院
大阪	サフラン	就労継続支援 B 型	沖縄	あらた舎	就労移行支援 就労継続支援 B 型

※個人での上記実習施設への事前問い合わせ、連絡等をご遠慮ください。

※上記は、過去 10 年間実習実施施設の一部です。この他にも提携施設は全国各地にあります。（約 400 施設以上）

※提携施設以外の施設にて、実習を希望される場合は事前にご相談ください。

※上記の施設は過去の配属実績です。入学年度の配属は、状況によりご希望の施設に配属出来かねる場合があります。ご了承ください。

資料① 基礎科目について（短期通信課程を志願される方）

短期課程入学資格にある基礎科目につきましては、大学等において下記の科目を全て（3科目のうち1科目の場合、1科目とする）を履修し、「基礎科目履修証明書」を提出する必要があります。

平成9年（1997年）3月以前に基礎科目を履修された方は適用されませんので、ご注意ください。

※類似の名称の科目を履修した場合は、p.13～の「基礎科目の読み替え一覧」を参照の上、各自でその科目を履修した学校に、基礎科目に該当するかどうかの確認をお願いいたします。

※大学等に入学した年度によって、当該科目が変わりますので、ご注意ください。

大学等に入学の方の年度別基礎科目一覧

(A) 平成20年度（2008年度）以前に大学等に入学の方	<ul style="list-style-type: none"> ①社会福祉原論 ②社会保障論 ③公的扶助論 ④地域福祉論 （②～④の3科目のうち1科目） 	<ul style="list-style-type: none"> ⑤医学一般 ⑥心理学 ⑦社会学 ⑧法学 （⑥～⑧の3科目のうち1科目） ⑨精神保健福祉援助技術総論
(B) 平成21年度（2009年度）～平成23年度（2011年度）に大学等に入学の方	<ul style="list-style-type: none"> ①人体の構造と機能及び疾病 ②心理学理論と心理的支援 ③社会理論と社会システム （①～③の3科目のうち1科目） ④社会保障 ⑤低所得者に対する支援と生活保護制度 	<ul style="list-style-type: none"> ⑥福祉行財政と福祉計画 ⑦保健医療サービス ⑧権利擁護と成年後見制度 ⑨精神保健福祉援助技術総論
(C) 平成24年度（2012年度）～令和2年度（2020年度）に大学等に入学の方	<ul style="list-style-type: none"> ①人体の構造と機能及び疾病 ②心理学理論と心理的支援 ③社会理論と社会システム （①～③の3科目のうち1科目） ④社会保障 ⑤低所得者に対する支援と生活保護制度 ⑥福祉行財政と福祉計画 	<ul style="list-style-type: none"> ⑦保健医療サービス ⑧権利擁護と成年後見制度 ⑨現代社会と福祉 ⑩地域福祉の理論と方法 ⑪障害者に対する支援と障害者自立支援制度 ⑫精神保健福祉相談援助の基盤（基礎） ⑬精神保健福祉援助演習（基礎）
(D) 令和3年度（2021年度）以後に大学等に入学の方	<ul style="list-style-type: none"> ①医学概論 ②心理学と心理的支援 ③社会学と社会システム ④社会福祉の原理と政策 ⑤地域福祉と包括的支援体制 ⑥社会保障 	<ul style="list-style-type: none"> ⑦障害者福祉 ⑧権利擁護を支える法制度 ⑨刑事司法と福祉 ⑩社会福祉調査の基礎 ⑪ソーシャルワークの基盤と専門職 ⑫ソーシャルワーク演習

基礎科目の読み替え一覧

(A) 平成20年度（2008年度）以前に大学等に入学の方

指定科目等名	読み替えの範囲
社会福祉原論	「社会福祉原理論」「社会福祉概論」「社会事業概論」「社会福祉概説」「社会福祉学概論」「社会福祉学」「社会福祉」「社会福祉総論」
社会保障論	「社会保障概論」「社会保障」
公的扶助論	「公的扶助」「生活保護論」「生活保護制度論」「生活保護」
地域福祉論	「地域福祉」
医学一般	「医学概論」「医学知識」
心理学	①「心理学概論」 ②「臨床心理学」と「発達心理学」をともに履修していること
社会学	①「社会学概論」 ②「家族社会学」と「地域社会学」をともに履修していること
法学	①「法学概論」 ②「法律学」 ③「憲法」「民法」及び「行政法」を履修していること
精神保健福祉援助技術総論	「社会福祉援助技術総論」「社会福祉方法原論」「社会福祉方法原理」「社会福祉方法論」「社会事業方法論」「社会福祉方法総論」「ソーシャルワーク原論」「ソーシャルワーク論」「ソーシャルワーク」

(B) 平成 21 年度 (2009 年度) ~平成 23 年度 (2011 年度) に大学等に入学の方

(C) 平成 24 年度 (2012 年度) ~令和 2 年度 (2020 年度) に大学等に入学の方

指定科目等名		読み替えの範囲
(B) (C) 共通	人体の構造と機能及び疾病	① 「社会福祉に関する科目を定める省令」(以下「社会福祉科目省令」という。)に規定する「人体の構造と機能及び疾病」
		② 「医学一般」「医学概論」「医学知識」「人体の構造(・)機能(・)疾病」
	心理学理論と心理的支援	① 社会福祉科目省令に規定する「心理学理論と心理的支援」
		② 「心理学」
		③ 「臨床心理学」及び「発達心理学」の 2 科目
	社会理論と社会システム	① 社会福祉科目省令に規定する「社会理論と社会システム」
		② 「社会学」
		③ 「家族社会学」及び「地域社会学」の 2 科目
	社会保障	① 社会福祉科目省令に規定する「社会保障」
		② 「社会保障制度」「社会保障サービス」
	低所得者に対する支援と生活保護制度	① 社会福祉科目省令に規定する「低所得者に対する支援と生活保護制度」
		② 「公的扶助」「生活保護」「生活保護制度」
	福祉行財政と福祉計画	① 社会福祉科目省令に規定する「福祉行財政と福祉計画」
		② 「福祉行財政」「社会福祉行財政」「社会福祉行政」のうちのいずれか及び「福祉計画」「社会福祉計画」のうちのいずれかの 2 科目
保健医療サービス	① 社会福祉科目省令に規定する「保健医療サービス」	
	② 「保健医療」「保健医療制度」「医療制度」	
	③ 「医療福祉」「医療ソーシャルワーク」 ※ 当該科目の教育内容が網羅されている場合に限る。	
権利擁護と成年後見制度	① 社会福祉科目省令に規定する「権利擁護と成年後見制度」	
	② 「権利擁護と成年後見」	
	③ 「権利擁護及び成年後見制度」「成年後見」「民法総則」「民法総論」のうちのいずれかの 2 科目	
(B) のみ	精神保健福祉援助技術総論	「社会福祉援助技術総論」「社会福祉方法原論」「社会福祉方法原理」「社会福祉方法論」「社会事業方法論」「社会福祉方法総論」「ソーシャルワーク原論」「ソーシャルワーク論」「ソーシャルワーク」
(C) のみ	現代社会と福祉	① 社会福祉科目省令に規定する「現代社会と福祉」
		② 「社会福祉」「福祉政策」「社会福祉政策」
	地域福祉の理論と方法	① 社会福祉科目省令に規定する「地域福祉の理論と方法」
		② 「地域福祉」 ※ 当該科目の教育内容が網羅されている場合に限る。
		③ 「地域福祉」及び「コミュニティ(一)ワーク」又は「コミュニティ(一)ソーシャルワーク」のうちのいずれかの 2 科目
	障害者に対する支援と障害者自立支援制度	① 社会福祉科目省令に規定する「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」
② 「障害者福祉」「障害者福祉制度」「障害者福祉サービス」「障害福祉」「障害福祉制度」「障害福祉サービス」「障害児(・)者福祉」「障害児(・)者福祉制度」「障害児(・)者福祉サービス」		
③ 「精神保健福祉論」		
精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)	① 社会福祉科目省令に規定する「相談援助業務の基盤と専門職」	
精神保健福祉援助演習(基礎)	② 社会福祉科目省令に規定する「相談援助演習」	

(A) ~ (D) 共通

※なお、以下のいずれかに該当する場合は、読み替えの範囲内とします。

- (1) 科目名の末尾に、「原論」、「(の)原理」、「総論」、「概論」、「概説」、「論」、「法」、「(の)方法」及び「学」のうち、いずれかの語句又は複数の語句が加わる場合
- (2) 厚生労働省が示す指針に教育内容が全て含まれる場合であって、科目名の末尾に「Ⅰ」、「Ⅱ」等が加わることで、複数の科目に区分され、かつ当該区分された科目の全てを行う場合
- (3) 一つの指定科目の教育を、複数科目の履修により行う場合であって、その当該複数科目の名称の全てが一つの指定科目の読替の範囲に該当する場合
- (4) 上記(1)から(3)のいずれにも該当する場合
例:「社会保障」に相当する科目を行う場合
 - ・(1)に該当する場合 「社会保障論」、「社会保障総論」等でも可。
 - ・(2)に該当する場合 「社会保障Ⅰ」及び「社会保障Ⅱ」等でも可。
 - ・(3)に該当する場合 「社会保障制度」及び「社会保障論サービス」でも可。
 - ・(4)に該当する場合 「社会保障論Ⅰ」、「社会保障論Ⅱ」、「社会保障サービス」等でも可。

※上記の読み替えの範囲に含まれない名称の科目であっても、卒業した学校で厚生労働省に個別に認定を受けている場合があります。各自で卒業した学校に確認をしてください。

(D) 令和3年度(2021年度)以後に大学等に入学の方

指定科目等名	読み替えの範囲
医学概論	「医学一般」「医学知識」「人体の構造(・)機能(・)疾病」「人体の構造と機能及び疾病」
心理学と心理的支援	①「心理学」「心理学理論と心理的支援」
	②「臨床心理学」及び「発達心理学」の2科目
社会学と社会システム	①「社会学」「社会学理論と社会システム」
	②「家族社会学」及び「地域社会学」の2科目
社会福祉の原理と政策	「社会福祉」「福祉政策」「社会福祉政策」「現代社会と福祉」
地域福祉と包括的支援体制	①「地域福祉」「地域福祉の理論と方法」
	②「地域福祉」及び「コミュニティワーク」又は「コミュニティソーシャルワーク」のうちのいずれかの2科目
社会保障	「社会保障制度」「社会保障サービス」
障害者福祉	「障害者福祉制度」「障害者福祉サービス」「障害福祉」「障害福祉制度」「障害福祉サービス」「障害児(・)者福祉」「障害児(・)者福祉制度」「障害児(・)者福祉サービス」「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」
権利擁護を支える法制度	①「権利擁護と成年後見」「権利擁護と成年後見制度」
	②「権利擁護と成年後見制度」「成年後見」「民法総則」「民法総論」のうちのいずれかの2科目
刑事司法と福祉	「更生保護」「更生保護制度」「司法福祉」
社会福祉調査の基礎	「社会調査」「社会福祉調査」「社会調査の基礎」
ソーシャルワークの基盤と専門職	「社会福祉援助技術」「ソーシャルワーク」「ソーシャルワークの基盤と専門職」「相談援助」「相談援助の基盤と専門職」
ソーシャルワーク演習	「精神保健福祉援助演習」「精神保健福祉援助演習(基礎)」「相談援助技術演習」「精神保健福祉援助技術演習」「精神保健福祉演習」

(A)～(D)共通(再掲)

※なお、以下のいずれかに該当する場合には、読み替えの範囲内とします。

- (1) 科目名の末尾に、「原論」、「(の)原理」、「総論」、「概論」、「概説」、「論」、「法」、「(の)方法」及び「学」のうち、いずれかの語句又は複数の語句が加わる場合
- (2) 厚生労働省が示す指針に教育内容が全て含まれる場合であって、科目名の末尾に「Ⅰ、Ⅱ」等が加わることにより、複数の科目に区分され、かつ当該区分された科目の全てを行う場合
- (3) 一つの指定科目の教育を、複数科目の履修により行う場合であって、その当該複数科目の名称の全てが一つの指定科目の読替の範囲に該当する場合
- (4) 上記(1)から(3)のいずれにも該当する場合
例：「社会保障」に相当する科目を行う場合
 - ・(1)に該当する場合 「社会保障論」、「社会保障総論」等でも可。
 - ・(2)に該当する場合 「社会保障Ⅰ」及び「社会保障Ⅱ」等でも可。
 - ・(3)に該当する場合 「社会保障制度」及び「社会保障論サービス」でも可。
 - ・(4)に該当する場合 「社会保障論Ⅰ」、「社会保障論Ⅱ」、「社会保障サービス」等でも可。

※上記の読み替えの範囲に含まれない名称の科目であっても、卒業した学校で厚生労働省に個別に認定を受けている場合があります。各自で卒業した学校に確認をしてください。

資料② 実務経験について

【指定施設における実務経験の範囲】

下記の指定施設において、精神障害者に対して、相談援助又はサービス等を提供する業務に1年以上従事した後、入学する者については、「精神保健福祉援助実習」及び「精神保健福祉援助実習指導」の履修を免除することができるとされています。

その範囲については、厚生労働省社会援護局の通知に定められています。まず、以下の「相談援助の業務」に該当するかを確認した上で、以下の表にある指定施設に該当するかどうかをご参照ください。

(相談援助の業務)

精神保健福祉士の業務は、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のための必要な訓練その他の援助を行うことであることから、精神保健福祉士の国家試験の受験資格を得るために必要な実務経験については、次の①から⑤に該当する業務に、年間を通じた業務時間の概ね5割以上従事することが要件となります。

①精神障害者の相談

精神障害者の精神疾患の状態にも配慮しつつ、その円滑な社会復帰に資する各種の情報提供

②精神障害者に対する助言、指導

精神障害者に対して、その精神疾患の状態にも配慮しつつ、その退院後の住居や再就労の場の選択等について、積極的な提案、誘導

③精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練

社会復帰の途上にある精神障害者に対し、時間を決めて洗面させる、清掃、洗濯等の習慣をつけさせる、公共交通機関の利用に慣れさせる等の生活技能を身につけるための訓練

④精神障害者に対するその他の援助

精神障害者自身がすることに困難が伴う手続きを代行し、社会復帰を目指す精神障害者を受け入れる側の家族、学校、会社等に精神障害に関する理解を求めるなど、個々の精神障害者のニーズに応じた多様な支援

⑤援助を行うための関係者との連絡、調整等

- ・ ケースカンファレンス等の会議への出席
- ・ ケース記録等の関係書類の整理
- ・ 職員間の申し送り、連絡、調整
- ・ 関係機関との連絡、調整

<業務従事期間の計算方法>

精神保健福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、職種の例に該当する者として、当該施設又は事業所と雇用関係を有し常勤（労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。）で従事した期間を通算して計算するものとします。

※いずれも、精神障害者に対してサービスを提供するものに限ります。

(1) 精神保健福祉士法施行規則第2条第1号から第14号までに定める施設において、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種

施設（事業）種別	職種	番号
精神科病院	精神科ソーシャルワーカー	1-1-1
	相談員（医療ソーシャルワーカー等）	1-1-2
	看護師	1-1-3
	臨床心理技術者	1-1-4
病院（注1）	精神科ソーシャルワーカー	1-1-5
	相談員（医療ソーシャルワーカー等）	1-1-6
	看護師	1-1-7
	臨床心理技術者	1-1-8
診療所（注1）	精神科ソーシャルワーカー	1-1-9
	相談員（医療ソーシャルワーカー等）	1-1-10
	看護師	1-1-11
	臨床心理技術者	1-1-12

（注1）精神科病床を有するものまたは精神科もしくは心療内科を標榜しているものに限る。

※病棟における食事の介助や入浴介助等の業務は、実務経験としては認められません。

地域保健法 及び地方自治体

施設（事業）種別	職種	番号
保健所	精神保健福祉相談員	1-2-1
	社会福祉士	1-2-2
	精神科ソーシャルワーカー	1-2-3
	心理判定員	1-2-4
	保健師	1-2-5
	看護師	1-2-6
	臨床心理技術者	1-2-7
市町村保健センター	精神保健福祉相談員	1-2-8
	社会福祉士	1-2-9
	精神科ソーシャルワーカー	1-2-10
	心理判定員	1-2-11
	保健師	1-2-12
	看護師	1-2-13
	臨床心理技術者	1-2-14
市区町村	精神保健福祉相談員	1-2-15
	社会福祉士	1-2-16
	精神科ソーシャルワーカー	1-2-17
	心理判定員	1-2-18
	保健師	1-2-19
	看護師	1-2-20
	臨床心理技術者	1-2-21

児童福祉法

施設（事業）種別	職種	番号
乳児院	児童指導員	1-3-1
	保育士	1-3-2
	職業指導員	1-3-3
	家庭支援専門相談員	1-3-4
	児童発達支援管理責任者	1-3-5
	心理指導担当職員	1-3-6
児童養護施設（注2）	児童指導員	1-3-7
	保育士	1-3-8
	職業指導員	1-3-9
	家庭支援専門相談員	1-3-10
	児童発達支援管理責任者	1-3-11
	心理指導担当職員	1-3-12
福祉型障害児入所施設 ※知的障害児施設・知的障害児通園施設であった期間を含む（注2）	児童指導員	1-3-13
	保育士	1-3-14
	職業指導員	1-3-15
	家庭支援専門相談員	1-3-16
	児童発達支援管理責任者	1-3-17
	心理指導担当職員	1-3-18

施設（事業）種別	職種	番号
児童心理治療施設 (旧：情緒障害児短期治療施設) (注2)	児童指導員	1-3-19
	保育士	1-3-20
	職業指導員	1-3-21
	家庭支援専門相談員	1-3-22
	児童発達支援管理責任者	1-3-23
	心理指導担当職員	1-3-24
障害児通所支援事業を行う施設 (医療型児童発達支援を除く) ※児童デイサービスであった期間を含む (注2)	相談援助業務を行っている職員	1-4-1
障害児相談支援事業を行う施設 (注2)	相談支援専門員	1-5-1
児童自立生活援助事業を行う施設 (注2)	相談援助業務を行う指導員	1-6-1
児童相談所(注2)	児童福祉司	1-7-1
	受付相談員	1-7-2
	相談員	1-7-3
	電話相談員	1-7-4
	児童心理司	1-7-5
	児童指導員	1-7-6
	保育士	1-7-7
母子生活支援施設 (注2)	母子支援員	1-8-1
	少年を指導する職員	1-8-2
児童自立支援施設 (注2)	児童自立支援専門員	1-9-1
	児童生活支援員	1-9-2
	職業指導員	1-9-3
児童家庭支援センター (注2)	相談員 (児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・援助を行う職員)	1-10-1

(注2) 児童が利用者である施設においては、精神障害がある障害児に対する相談援助業務だけでなく、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務も実務経験の対象となります。

精神保健福祉法

施設（事業）種別	職種	番号
精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員	1-11-1
	社会福祉士	1-11-2
	精神科ソーシャルワーカー	1-11-3
	心理判定員	1-11-4
	保健師	1-11-5
	看護師	1-11-6
	臨床心理技術者	1-11-7

生活保護法

施設（事業）種別	職種	番号
救護施設	生活指導員	1-12-1
更生施設	生活指導員	1-12-2

社会福祉法

施設（事業）種別	職種	番号	
福祉事務所	査察指導員	1-13-1	
	身体障害者福祉司	1-13-2	
	知的障害者福祉司	1-13-3	
	老人福祉指導主事	1-13-4	
	現業員	1-13-5	
	家庭児童福祉主事	1-13-6	
	家庭相談員	1-13-7	
	面接員に相当する職員	1-13-8	
	婦人相談員	1-13-9	
	母子・父子自立支援員	1-13-10	
	母子・父子自立プログラム策定員	1-13-11	
	就業支援専門員	1-13-12	
	被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	1-13-13	
	就労支援事業に従事する就労支援員	1-13-14	
	市（特別区を含む）町村社会福祉協議会	福祉活動専門員	1-14-1
		相談援助業務に従事する職員 (注3)	1-14-2

(注3) 主として身体障害者、知的障害者、精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。

知的障害者福祉法

施設（事業）種別	職種	番号
知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司	1-15-1
	心理判定員	1-15-2
	職能判定員	1-15-3
	ケース・ワーカー	1-15-4

障害者雇用促進法

施設（事業）種別	職種	番号
広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	1-16-1
地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	1-17-1
	職場適応援助者	1-17-2
障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者	1-18-1
	就業支援担当者	1-18-2
	生活支援担当職員	1-18-3

介護保険法

施設（事業）種別	職種	番号
地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員(注4)	1-19-1

(注4) 包括的支援事業のうち、一部の事業は、実務経験にあたりませんので注意してください。介護保険法第115条の45第2項第4号から第5号に掲げる事業は該当しません。

更生保護事業法

施設（事業）種別	職種	番号
更生保護施設	補導主任	1-20-1
	補導員	1-20-2
	補導に当たる職員	1-20-3
	更生保護委託費支弁基準第7条第2項に規定する福祉職員	1-20-4
	薬物専門職員	1-20-5

医療観察法

施設（事業）種別	職種	番号
保護観察所	社会復帰調整官	1-21-1
	保護観察官	1-21-2

発達障害者支援法

施設（事業）種別	職種	番号
発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員	1-22-1
	就労支援を担当する職員	1-22-2

障害者総合支援法

施設（事業）種別	職種	番号
生活介護を行う事業所	生活支援員	1-23-1
	サービス管理責任者	1-23-2
自立訓練を行う事業所	生活支援員	1-23-3
	サービス管理責任者	1-23-4
就労移行支援を行う事業所	生活支援員	1-23-5
	就労支援員	1-23-6
	サービス管理責任者	1-23-7
就労継続支援を行う事業所 (A型・B型)	生活支援員	1-23-8
	サービス管理責任者	1-23-9
	就労定着支援員	1-23-10
就労定着支援を行う施設	サービス管理責任者	1-23-11
	相談援助業務を行っている職員	1-23-12
短期入所を行う事業所	相談援助業務を行っている職員	1-24-1
重度障害者等包括支援を行う事業所	相談援助業務を行っている職員	1-24-2
	サービス管理責任者	1-24-3
自立生活援助を行う事業所	地域生活支援員	1-24-4
	相談援助業務を行っている職員	1-24-5
共同生活援助を行う事業所	相談援助業務を行っている職員	1-24-6
障害者支援施設(入所) (生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援又は自立生活援助を行うものに限る。)	生活支援員	1-25-1
	就労支援員	1-25-2
	サービス管理責任者	1-25-3

一般相談支援事業を行う施設 ※相談支援事業を行う施設であった期間を含む	相談支援専門員	1-26-1
特定相談支援事業を行う施設 ※相談支援事業を行う施設であった期間を含む	相談支援専門員	1-27-1
地域活動支援センター	指導員	1-28-1
福祉ホーム	管理人	1-29-1
基幹相談支援センター	相談援助業務に従事する職員	1-30-1

(2) 精神保健福祉士法施行規則第二条第十五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（平成23年厚生労働省告示第277号）第1号から第3号までに定める施設において、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種

施設（事業）種別	職種	番号
精神障害者地域移行支援特別対策事業の実施する施設	地域体制整備コーディネーター	2-1-1
	地域移行推進員	2-1-2
スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する事業を実施する施設又は、活用事業を行う施設	スクールソーシャルワーカー	2-2-1
ホームレス自立支援事業を実施する施設	生活相談指導員	2-3-1

(3) 精神保健福祉士法施行規則第二条第十五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（平成23年厚生労働省告示第277号）第1号から第3号までに定める施設第4号に規定する施設及び当該施設において精神保健福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲

施設（事業）種別	職種	番号
「母子家庭等就業・自立支援センター事業」及び「一般市等就業・自立支援事業」を行う施設	相談員	3-1-1
婦人相談所	相談指導員	3-2-1
	判定員	3-2-2
	婦人相談員	3-2-3
婦人保護施設	婦人相談員	3-2-4
	入所者を指導する職員	3-2-5
被保護者就労支援事業を行う事業所	就労支援員	3-3-1
	被保護者就労準備支援担当者	3-3-2
	相談支援に従事する者	3-3-3
「セーフティネット支援対策等事業の実施について」に規定する就労支援事業を行う事業所	就労支援員	3-3-4
	被保護者就労準備支援担当者	3-3-5
	相談支援に従事する者	3-3-6
「被保護者就労準備支援事業（一般事業分）の実施について」に基づく被保護者就労準備支援事業を行う事業所	就労支援員	3-3-7
	被保護者就労準備支援担当者	3-3-8
	相談支援に従事する者	3-3-9
「被保護者家計改善支援事業の実施について」に基づく被保護者家計改善支援事業を行う事業所	就労支援員	3-3-10
	被保護者就労準備支援担当者	3-3-11
	相談支援に従事する者	3-3-12
都道府県社会福祉協議会	日常生活自立支援事業実施要領5(1)に規定する専門員	3-4-1
ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター	3-5-1
地域生活定着支援センター	相談援助業務に従事する職員	3-6-1
生活困窮者自立相談支援事業を行う自立相談支援機関	主任相談支援員	3-7-1
	相談支援員	3-7-2
	就労支援員	3-7-3
	就労準備支援担当者	3-7-4
	家計改善支援員	3-7-5
	主任相談支援員	3-7-6
生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所	相談支援員	3-7-7
	就労支援員	3-7-8
	就労準備支援担当者	3-7-9
	家計改善支援員	3-7-10

生活困窮者家計改善支援事業を行う事業所	主任相談支援員	3-7-11
	相談支援員	3-7-12
	就労支援員	3-7-13
	就労準備支援担当者	3-7-14
	家計改善支援員	3-7-15
アウトリーチ事業及び、アウトリーチ支援に係る事業を行う施設	相談援助業務に従事する職員	3-8-1
高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター	3-9-1
日中一時支援事業	相談援助業務に従事する職員	3-10-1
障害者相談支援事業（地域生活支援事業）	相談援助業務に従事する職員	3-10-2
障害児等療育支援事業を行っている施設	相談援助業務に従事する職員	3-10-3
障害者雇用促進法（改正前）に規定する第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人又は同法（改正後）に規定する訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者	3-11-1
雇用保険法（改正前）に規定する訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者	3-12-1
公共職業安定所	精神障害者雇用トータルサポーター	3-13-1
	発達障害者雇用トータルサポーター	3-13-2
	雇用トータルサポーター（大学等支援分）	3-13-3
地域若者サポートステーション	相談援助業務に従事する職員	3-14-1
刑事施設	刑務官	3-15-1
	法務教官	3-15-2
	法務技官（心理）	3-15-3
	福祉専門官	3-15-4
少年院	刑務官	3-15-5
	法務教官	3-15-6
	法務技官（心理）	3-15-7
	福祉専門官	3-15-8
少年鑑別所	刑務官	3-15-9
	法務教官	3-15-10
	法務技官（心理）	3-15-11
	福祉専門官	3-15-12
日常生活支援住居施設	生活支援員	3-16-1
	生活支援提供責任者	3-16-2
厚生労働大臣が個別に認めた施設・職種	相談援助の範囲の条件を満たす相談援助業務を行っている職員として、厚生労働大臣から個別に認定を受けて承認を得るためには、厚生労働省に申請し、承認してもらう。 ※この手続きには、数ヶ月間必要となります。それ故に原則12月を超えての受付は致しかねます。	3-17-1

(4) 以上の施設以外の施設において、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種

施設（事業）種別	職種	番号
精神障害者地域生活援助事業を行う施設	世話人	4-1-1
精神障害者社会復帰施設（精神障害者生活訓練施設、精神障害者短期入所生活介護等（フットワーク）施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者通所・入所授産施設、精神障害者小規模通所授産施設、精神障害者福祉工場、精神障害者地域生活支援センター）	精神障害者社会復帰指導員	4-2-1
	管理人	4-2-2
障害福祉サービス事業（児童デイサービスを行うものに限る。）を行う施設	相談援助業務に従事する職員	4-3-1
知的障害児施設	児童指導員	4-4-1
	保育士	4-4-2
知的障害児通園施設	児童指導員	4-4-3
	保育士	4-4-4
共同生活介護を行う施設	相談援助業務に従事していた職員	4-5-1
知的障害者援護施設	生活支援員	4-6-1

精神保健福祉士（通信）科 入学 Q&A

～日本メディカル福祉専門学校 精神保健福祉士（通信）科をご理解いただくために～

(1) 学習の内容

Q. 通信科での学習はどのようになっていますか？

A. 通信科の学習には主に3つの柱があります。①レポート提出②スクーリング(面接授業)受講③実習の3つです。在職中の方は、仕事を休まなければいけないこともありますので、学習に取り組む時間、実習に行く時間の確保ができるかどうか、各自で検討した上で出願してください。学習の流れについては、当校のパンフレット(p.31～)をご参照ください。

(2) レポート学習

Q. レポートの提出回数ほどのくらいですか？内容は難しいですか？

A. 入学時にすべてのレポート課題を皆さんにお伝えしますので、各自で決められた提出期間に従い学習を進め、6割以上の点数で合格となります。1科目につき1～4課題のレポートが課せられます。短期課程は18課題(最大)、一般課程は、33課題(最大)です。課題は教科書をよく読むことでレポート作成が可能な内容です。

(3) スクーリング

Q1. スクーリングには必ず出席しなければならないのですか？

A. スクーリング(面接授業)には法律で定められた時間数の出席が必要です。遅刻・早退は認められませんのでご注意ください。また、欠席等の場合、補講、レポート等での振替えはしていません。

Q2. スクーリングの実施はいつ頃、どこで実施ですか？

A. 一般課程の方は、共通科目(1日間)を受講後、専門科目のスクーリングを受講していただきます。専門科目のスクーリングコースは2コース(いずれも土日、祝日を利用)予定しています。Aコース、Bコース(すべて予定)から、ご自身の日程の都合に合うコースを選んでいただけます。ただし、各コースに定員を設けておりますので、お申込みは先着順となります。各コースとも5月～7月の土日を予定しています。(平日を含むコースはございません。)

短期課程の方は専門科目のみ7日間、一般課程の方は共通科目と併せて8日間の受講となります。

実習を履修される方は加えて実習事前指導(1日間)、事後指導(半日間)の履修が必要になります。

会場は、本校で行う予定ですが、詳細は入学後にお知らせいたします。

(4) 実習

Q1. 「実習」とはどのようなものですか？

A. 実習とは「ソーシャルワーク実習」のことです。実際の精神保健福祉士の現場を体験することで自宅学習やスクーリングで学んだ基礎知識を、より深めていただけます。ただし、入学前に厚生労働省の『指定施設』(p.16-18参照)において、精神障害者に対して、相談援助又はサービス等を提供する業務に1年以上従事した後、入学する等の方(2.実習に関わる科目の履修免除について p.4を参照)については、「ソーシャルワーク実習」と「ソーシャルワーク実習指導」の履修が免除されます。

また、実習が必要な方は「ソーシャルワーク実習指導」のスクーリングに参加していただけます。

Q2. 実習期間はどれくらいですか？いつごろですか？

A. 本通信科が提携する施設にて、免除もしくは一部免除されることもありますが、免除がない場合、210時間以上の実習を行います。実習時間は1日7.5～8時間が目安となります。

実習時期は、短期課程が5月頃～11月頃、一般課程は12月頃～翌年5月頃を予定しています。

いずれも平日連続となります。お仕事などご調整が必要になります。

Q3. 実習の日程や実習施設は希望した通りになりますか？

A. 出願時、実習が必要な方は、実習調査票を提出していただきます。合格者は、調査票を基に当校より電話等でヒアリングを行い、当校より提携施設へ連絡し、配属の調整をさせていただきます。合格者から、可能な限り優先的に実習配属を調整させていただきます。提携施設は多く用意していますが、施設のご都合が合わない場合や、実習種別によっては実習生が集中した場合等、希望通りにならない可能性もありますのでご了承ください。施設までの移動時間は、約1時間～1時間半程度を目安としています。また、ご自宅から通える距離に受け入れ施設がない場合、宿泊を伴う場合もあります。

利用者への継続的な支援をじっくり学んでいただくために、連続日程での受け入れを希望される施設が多く、「1週間のうち2日間だけ」や「1週間ずつ分けて」、「午後(午前)から半日」というような日程の配属は出来ません。平日の連続期間、1日7.5時間～8時間の実習に行っていただきます。

Q4. どのような施設で実習できるのですか？また、提携実習施設はどういったところにありますか？

A. 医療機関と地域における精神障害者を対象とした施設(2ヶ所)の現場実習が必要です。当校は西日本を中心に、精神障害者に携わる様々な施設と提携しています。p.12「実習施設一覧(配属実績)」をご参照ください。ただし、実習指導者の異動、施設の状況により配属ができない場合が多々あります。予めご了承ください。

Q5. 自分で実習先を探すことはできますか？

A. 実習先をご自身で探すことは可能です。しかし、既に本校の提携施設という場合もありますので、確認が必要となります。また、実習が行える施設、指導者には条件がありますので、入学前に必ずご相談ください。その他、個別にご相談がある場合は、ご出願前にご連絡いただくか、オープンキャンパスのご参加をお勧めします。

(5) 出願・その他

Q1. 通信科には誰でも出願できるのですか。また出願すれば必ず入学できるのですか？

A. 短期課程・一般課程とも法律で定められた入学資格要件があります。『入学資格』(p.1～2参照)に記載された内容を確認した上での出願をお願いします。また、出願頂いた書類での選考を行い、入学者を決定しています。必ずしも出願された方全員が入学できるとは限りません。

Q2. 最終学歴が大学院ですが、応募書類の卒業証明書や成績証明書は大学院のものを提出するのですか？

A. 最終学歴が大学院の場合であっても、日本の大学をご卒業される場合は、大学の卒業証明書、成績証明書をご提出ください。

Q3. 就職、転職の相談はできますか？

A. 本校へ求人案内等の情報が来た場合、まずはホームページ、フェイスブック等に掲載し、お伝えするようにしています。また事前に連絡をいただいた上でご来校いただきましたら、当校に届いた求人票の閲覧が可能です。近年、精神保健福祉士の求人はハローワークや福祉人材センターに掲載されることも増えています。

Q4. 通信科のカリキュラムだけで国家試験合格まで大丈夫ですか？卒業後、国家試験受験までフォローはありますか？

A. 精神保健福祉士受験資格に必要な単位(時間数)を取得することと、国家試験受験対策の勉強は別のもので、普段の学習には、皆さん自身の努力が必要です。受験される年の国家試験まで、受験対策講座の開講や本校から模擬試験に関する資料や刊行物等を送付いたします。その他、通学課程のノウハウを活かし、サポートを行いますのでご安心ください。

Q5. 出願にあたって、質問があるときはどうしたらいいですか？

A. お電話でのお問い合わせは平日と第1・3・5週の土曜、9時～17時で受付けております。また、メールでの問い合わせも可能です。(info@kamei.ac.jp) オープンキャンパス、個別相談の受け付けもお気軽にお問い合わせください。

Q6. 教育訓練給付金の手続きをしたいのですが？

A. 別紙にてご案内がございます。ご自身の出願(入学)対象課程・コースをご確認いただき、該当されるものがあれば、事前にハローワークへお手続きをお願いいたします。

各書類の記入例及び注意事項

実務経験申告書

年 月 日

日本メディカル福祉専門学校
 学校長 様

氏名 大阪 福子
〒□□□□-□□□□

住所 大阪市東淀川区〇〇-〇

電話番号 (△△) △△△△-△△△△

私の相談援助に関する実務経験は、以下のとおりですので、所属長等の証明書を添えて申告いたします。

所属している（していた） 病院・施設・機関等	施設種別	職種 (番号)	期間	証明権者氏名 (病院・施設・ 機関代表者)
医療法人 大隅会 メディカル病院	精神科病院	精神科 ソーシャル ワーカー (1-1-1)	20◆◆年 ◆月 ◆日 ～ 年 月 日 (年 月 日)	院長 大隅 太郎
		()	年 月 日 ～ 年 月 日 (年 月 日)	
			年 月 日	

「実務経験申告書」記入上の注意

- ① p.16～18「資料② 実務経験について」に記載されている施設・事業種類、職種、番号を正確に記入してください。勤務先独自の職種名等では記入しないでください。
- ② 精神障害者に対して、相談援助又はサービス等を提供する業務に就いた日と出願時現在までの期間を記入します。施設・機関等に就職した日ではありません。
- ③ 実務経験を証明する病院・施設・機関代表者の役職名と氏名を記入してください。代表者とは、院長・所長・施設長・所属長等をいいます。

3月末で実務経験1年となる方は「見込」での出願となります。
見込で提出される方は、用紙をコピーし「見込」と朱書きのうえ、必要事項を記入したものを提出時にご提出いただき、4月以降に改めて正式なものをご提出ください。「実務経験証明書」も同様の扱いです。

「実務経験証明書（個票）」記入上の注意

- ① p.16～18「資料② 実務経験について」に記載されている施設種別、職種、番号を正確に記入してください。勤務先独自の職種名等では記入しないでください。
- ② 精神障害者に対して、相談援助又はサービス等を提供する業務に就いた日を記入します。施設・機関等に就職した日ではありません。
- ③ 実務経験を証明する病院・施設・機関代表者の役職名と氏名を記入してください。
 代表者とは、院長・所長・施設長・所属長等をいいます。施設・機関名、役職名と氏名は、「実務経験申告書」と一致することが必要です。
- ④ 病院・施設・機関代表者の公印を忘れずをお願いします。
 ※万が一、記載間違いがあった場合は、二重線と公印を押印のうえ、正しくご記載ください。

実務経験証明書（個票）

年 月 日

日本メディカル福祉専門学校
 学校長 様

ふりがな	おおさか ふくこ	生年月日 (年齢)	昭和〇〇年 〇月 〇日生 (〇〇歳)
氏名	大阪 福子	職種 (番号)	精神科ソーシャルワーカー (1-1-1)
		施設種別	精神科病院

①

(1) 上記の者は、20◆◆年 ◆月 ◆日より当病院・施設・機関において勤務し、精神障害者の保健または福祉に関する相談援助を主たる業務として行っている者であることを証明します。

②

(2) 上記の者は、____年 ____月 ____日より ____年 ____月 ____日迄
 社 ____年 ____月 ____日 当病院・施設・機関において勤務し、精神障害者の保健または福祉に関する相談援助を主たる業務として行っていた者であることを証明します。

(1) または (2) に記入願います。

〇〇年 〇月 〇日

〒△△△△-△△△△

所在地 大阪市東淀川区大隅〇-〇〇-〇〇

電話番号 (〇〇) 〇〇-〇〇〇〇

法人名 医療法人 大隅会

病院・施設・機関名 メディカル病院

病院・施設・機関代表者 院長 大隅 太郎

③

④

1) 上記の記載内容は「実務経験申告書」の記載内容と一致すること。
 2) 証明内容を訂正した場合は、証明者の印を押印してください。なお、修正液による訂正は認められません。
 3) 見込で申告される方は、この用紙をコピーして1行目「実務経験証明書」の下に「見込」と朱で加筆してください。入学後、4月1日以降の日付で正親のものをご提出してください。
 4) 職種、施設種別に関しては募集要項 (p.16～18) をご確認ください。
 5) 実務経験を証明する代表者は院長・所長・施設長・所属長・市長等です。

精神保健福祉士（通信）科 実習調査票

学科	精神保健福祉士（通信）科 <input checked="" type="checkbox"/> 短期課程 <input type="checkbox"/> 一般課程		
ふりがな	おおさか ふくと	年齢	35
氏名	大阪 福太	自宅住所	〒△△△-△△△△ 大阪市東淀川区大隅〇-〇〇-〇〇
連絡先	自宅電話：〇〇（〇〇〇）〇〇〇〇 / 携帯電話：××（×××）××××		
現在の職種	□□□		
現住所 最寄り駅	阪急京都 線	上新庄 駅	自宅より（徒歩）利用・約（10）分
	線	駅	自宅より（ ）利用・約（ ）分
その他（特に最寄駅まで遠方の場合ご記入ください）			

「実習調査票」記入上の注意

- ① 実習が可能な時期を記入してください。その際、期間の幅を可能な限り広く設定してください。
- ② 健康上の理由等、実習において配慮すべき点があれば書いてください。

実習調整にあたって、希望する項目があれば下欄に記入し、その他必要事項も記入してください。
可能な限り調整しますが、全ての希望が通るわけではありません。予めご了承ください。※実習は、連続日程となっています。

希望実習時期	1. 地域における精神障害者を対象とする分野 (約8日間かつ60時間以上、もしくは約16日間かつ120時間以上の実習が必要) 【短期課程：5月末～11月】 【一般課程：12月頃～翌年3月頃】(2. と同時期は不可) 希望時期： 1月～2月		
※実習順序としては	1. 地域における精神障害者を対象とする分野 ↓ 2. 医療分野 となります。		
希望実習時期	2. 医療分野 (約12日間かつ90時間以上の実習が必要) 【短期課程：地域分野終了後～11月】 【一般課程：地域分野終了後～翌年5月頃】(地域分野と同時期は不可) 希望時期： 3月～5月下旬		
特記事項	※標準的な実習期間のうち、実習に不可避の理由がある場合は記入してください。		
通勤距離（交通の便）	交通の便は特に支障なし。大阪、阪神間、京都の順で希望。		
実習を行う上で健康上留意すること	花粉症		
地域分野実習に係る事項	資格等	介護福祉士	地域分野※
	社会福祉士実習の履修	あり・なし	8日間・16日間
	社会福祉士実習で行われた施設種別	特別養護老人ホーム	※：社会福祉法人〇〇特別養護老人ホーム△△
		特別養護老人ホーム	社会福祉法人 大相会 特別養護老人ホーム新庄の家

※社会福祉士実習の履修に「あり」とされた方は、地域分野の実習が「8日間」となります。
※ご記入いただいた個人情報については、実習に関する業務以外には使用いたしません。

履修科目免除申請書

精神保健福祉士（通信）科 短期課程 一般課程

年 月 日

日本メディカル福祉専門学校
校長様

氏名 大阪 福子

「履修科目免除申請書」記入上の注意

- ① 「ソーシャルワーク実習」と「ソーシャルワーク実習指導」については、両科目ともに履修されている方のみ免除可能です（1科目ずつの免除はできません）。
尚、実務経験で実習に関わる科目の履修を免除の人は、当申請書は不要です。

- ② 免除を希望する科目について、成績証明書（単位取得証明書）と同じ名称を記入してください。
読替科目一覧は、p.10をご確認ください。

注）成績証明書（単位取得証明書）の中の該当する科目を朱書きで囲み、添付してください。

下記科目の履修免除を申請します。

課程	科目名	履修免除の空欄 (原簿科目に○印)	履修年 (学年)	時間数 (単位数)	成績証明書記載科目名
短期	精神医学と精神医療				
	現代の精神保健の課題と支援				
	ソーシャルワークの理論と方法				
	ソーシャルワーク演習（専門）				
	ソーシャルワーク実習指導（他の学校で履修された方）				
	ソーシャルワーク実習（他の学校で履修された方）	全て免除 一部免除			
一般	医学概論	○	2011年	2単位	医学一般
	心理学と心理的支援	○	2011年	2単位	心理学
	社会学と社会システム				
	社会福祉の原理と政策				
	地域福祉と包括的支援体制				
	社会保険				
	障害者福祉				
	権利擁護を支える法制度				
	刑事司法と福祉				
	社会福祉調査の基礎				
	精神医学と精神医療				
	現代の精神保健の課題と支援				
	ソーシャルワークの基礎と専門職				
	ソーシャルワークの理論と方法				
	ソーシャルワーク演習				
ソーシャルワーク演習（専門）					
ソーシャルワーク実習指導（他の学校で履修された方）					
ソーシャルワーク実習（他の学校で履修された方）	全て免除 一部免除				

1. 「履修科目免除申請書」の申請は出願時のみの受付となります。出願時に別紙で添付された場合や、履修受取後の提出は受付できませんので、ご注意ください。
2. 原則的に科目名称が一致するもの、読み替え科目に該当するものが対象です。読み替え科目については募集要項でご確認ください。
3. 総時間数の半分を超えての申請はできません。(p.9参照)
4. ソーシャルワーク実習と実習指導のどちらか一つを申請する事はできません。

教育ローン等

入学金や授業料・家賃等入学時や在学中に必要な資金を融資する国の制度として「国の教育ローン」や金利等で優遇を受ける銀行提携ローン（元金据え置き、卒業後返還のシステムも有り）等があります。下記にお問い合わせください。

	名称	問い合わせ先	
①	国の教育ローン	日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター	0570-008-656
②	銀行の教育ローン	近畿ろうきん	0120-191-968
③	オリコ学費サポートプラン	オリコサポートデスク 本校のホームページ http://www.nmf.ac.jp/ よりアクセスできます。 トップページの「Orico 学費サポート教育ローン」のタグをクリックしてください。	0120-517-325

(1) 福祉国家資格通信講座《厚生労働省指定》

課程の別	学科名	修業年限	募集定員	取得資格
通学	こども福祉学科	2年	80名	保育士資格 幼稚園教諭一種免許状 ^{※1} 幼稚園教諭二種免許状 ^{※2} 社会福祉士受験資格
	社会福祉士科	1年	80名	社会福祉士受験資格
通信	社会福祉士科 短期通信課程	9ヶ月	120名	社会福祉士受験資格
	社会福祉士科 一般通信課程	1年6ヶ月	160名	社会福祉士受験資格
	保育士科	3年	160名	保育士資格 大学編入要件

※1 姫路大学教育学部こども未来学科通信教育課程学習サポート校

※2 豊岡短期大学通信教育部こども学科サポート校

(2) 医療国家資格講座《厚生労働省指定》

課程の別	学科名	修業年限	募集定員	取得資格
昼間	臨床工学科	3年	40名	臨床工学技士受験資格
夜間	臨床工学専攻科	2年	40名	臨床工学技士受験資格

(3) その他

- ・スクールソーシャルワーカー養成講座
- ・各種国家試験受験対策講座
(社会福祉士・精神保健福祉士)

*詳しくはお問い合わせください
 電話 06-6329-6553 (学園本部)
 Fax 06-6321-0861
 メール info@kamei.ac.jp
 ホームページ <http://www.nmf.ac.jp>

入学志願書

提出 年 月 日

※
受験番号

完
※

日本メディカル福祉専門学校
学校長 様

下記学科、課程に入学を希望します。

精神保健福祉士（通信）科	<input type="checkbox"/> 短期課程 <input type="checkbox"/> 一般課程	※希望する課程の□に✓を入れてください。
--------------	--	----------------------

写真全面貼付
半年以内に撮影
4cm × 3cm
上半身正面
裏面に氏名記入

本人	フリガナ		性別 ^{※1}	生年月日	西暦	年	月	日生			
	氏名		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	(年齢)	(昭和・平成)	(年)	()	(歳)			
	現住所	〒	—	自宅電話	()	—					
				FAX	()	—					
				携帯電話	()	—					
				E-mail							
	現在の勤務先	〒	—	所在地	名称	施設種別もしくは業種	職種	電話	()	—	
	学歴	年	月	高等学校	卒業						
		年	月	大学	短期大学 (2年制・3年制)	専門学校 (2年制・3年制)	学部	卒業・卒業見込	学科		
		年	月	大学院	研究科	修士・修士見込					
年		月	日本メディカル福祉専門学校	課程	卒業・卒業見込 ^{※2}						
職歴	期 間	会社・法人・施設等			職 種	在職年数					
	年	月～	年	月							
	年	月～	年	月							
	年	月～	年	月							

※1 性別の記入は任意です。

※2 当校の卒業生、在校生のみ記入してください。未入学の方は対象外です。

※ご記入いただいた個人情報については、入学選考及び入学後の学籍管理以外には使用致しません。

※は学校が記入しますので
記入しないでください。

※	実習
1. 実施	
2. 実施 (一部)	
3. 免除	

※	承認

※	選考	期限
/		

キリトリ線

該当する番号に ○印	短期課程（基礎科目履修者等）		一般課程	
		1. 福祉系 4 年制大学等卒業（見込）		1. 4 年制大学等卒業（見込）
	2. 福祉系 3 年制短期大学等卒業後 実務経験 1 年以上（見込）		2. 3 年制短期大学等卒業後 実務経験 1 年以上（見込）	
	3. 福祉系 2 年制短期大学等卒業後 実務経験 2 年以上（見込）		3. 2 年制短期大学等卒業後 実務経験 2 年以上（見込）	
	4. 社会福祉士		4. 実務経験 4 年以上（見込）	
本校を知った きっかけ	1. 進学案内雑誌（ ）を見て		7. インターネット （検索キーワード ）	
	2. 出身校で案内を見て		8. 新聞（朝日・毎日・読売・福祉・その他 ）	
	3. 職場、施設で案内を見て		9. 看板・ポスターを見て（場所 ）	
	4. 職場からの要請		10. ダイレクトメールを見て	
	5. 親・友人・知人の紹介（ 様）		11. その他（ ）	
	6. 在校生・卒業生の紹介（ 様）			
志望動機 及び 将来の希望 (200 字程度)				
得意科目 特技				
ボランティア 活動等				
取得している 免許・資格 (取得年月日)	・社会福祉士（ 年 月）	その他		
	・保育士（ 年 月）			
	・介護福祉士（ 年 月）			
	・介護支援専門員（ 年 月）			
学習を進める上 (スクーリング、 実習等)で 健康上の留意点				
緊急時等の 連絡先	名前	本人との関係	電話・携帯電話番号	備考

写真上部のみのり付けすること

1. 写真の裏に入学希望学科と氏名を記入のこと。
2. 6ヶ月以内に撮影、無背景、無帽、上半身正面。
3. 縦 4cm、横 3cm の大きさに切ること。

のりしろ
写真上部のみ貼付

基礎科目履修（見込）証明書

（平成 20 年（2008 年）度以前大学等にご入学の方）

精神保健福祉士（通信）科 短期課程

年 月 日

日本メディカル福祉専門学校
学校長 様

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 月 日生

卒業年月 _____ 年 月卒業

科目名	履修状況 ^{※1}	単位数	備考 ^{※2}
社会福祉原論			
社会保障論 ^{※3}			
公的扶助論 ^{※3}			
地域福祉論 ^{※3}			
医学一般			
心理学 ^{※4}			
社会学 ^{※4}			
法学 ^{※4}			
精神保健福祉援助技術総論			

証明いただく学校様へ

当証明書は、精神保健福祉士の基礎科目履修証明書です。太枠の科目が1科目でも未履修の場合は発行頂けません。

以下の注意事項、補足をご確認頂き、証明ができる場合のみ記載と発行をお願い致します。

※1 履修した科目についてのみ「履修」とご記載ください。（太枠内は必ず発行者側でのご記入をお願いします。）

※2 基礎科目について読み替えている場合、備考に読み替え科目をご記載ください。

※3・※4 基礎科目履修の証明には、いずれか1科目の履修が必要です。

※尚、大学等の所定様式がある場合はそちらでもご提出可能です。

※見込で提出される方は、本用紙をコピー（2部）し、1部を出願時に提出してください。

また、入学後4月1日以降の日付で正規の書類を提出してください。

上記の基礎科目について履修したことを証明します。

年 月 日

所在地

学校名

代表者名

公印

基礎科目履修（見込）証明書

（平成 21 年（2009 年）～平成 23 年（2011 年）度以後大学等にご入学の方）

精神保健福祉士（通信）科 短期課程

日本メディカル福祉専門学校
学校長 様

年 月 日

氏 名

生年月日 年 月 日生

入学年月 年 月 入学

科目名	履修状況 ^{※1}	単位数	備考 ^{※2}
人体の構造と機能及び疾病 ^{※3}			
心理学理論と心理的支援 ^{※3}			
社会理論と社会システム ^{※3}			
社会保障			
低所得者に対する支援と生活保護制度			
福祉行財政と福祉計画			
保健医療サービス			
権利擁護と成年後見制度			
精神保健福祉援助技術総論			

証明いただく学校様へ

当証明書は、精神保健福祉士の基礎科目履修証明書です。太枠の科目が1科目でも未履修の場合は発行頂けません。以下の注意事項、補足をご確認頂き、証明ができる場合のみ記載と発行をお願い致します。

※1 履修した科目についてのみ「履修」とご記載ください。（太枠内は必ず発行者側でのご記入をお願いします。）

※2 基礎科目について読み替えている場合、備考に読み替え科目をご記載ください。

※3 基礎科目履修の証明には、いずれか1科目の履修が必要です。

※尚、大学等の所定様式がある場合はそちらでもご提出可能です。

※見込で提出される方は、本用紙をコピー（2部）し、1部を出願時に提出してください。

また、入学後4月1日以降の日付で正規の書類を提出してください。

上記の基礎科目について履修したことを証明します。

年 月 日

所在地

学校名

代表者名

公印

基礎科目履修（見込）証明書

（平成 24 年（2012 年）～令和 2 年（2020 年）度に大学等にご入学の方）

精神保健福祉士（通信）科 短期課程

年 月 日

日本メディカル福祉専門学校
学校長 様

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

入学年月 _____ 年 _____ 月 入学

科目名	履修状況 ^{※1}	単位数	備考 ^{※2}
人体の構造と機能及び疾病 ^{※3}			
心理学理論と心理的支援 ^{※3}			
社会理論と社会システム ^{※3}			
社会保障			
低所得者に対する支援と生活保護制度			
福祉行財政と福祉計画			
保健医療サービス			
権利擁護と成年後見制度			
現代社会と福祉			
地域福祉の理論と方法			
障害者に対する支援と障害者自立支援制度			
精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）			
精神保健福祉援助演習（基礎）			

証明いただく学校様へ

当証明書は、精神保健福祉士の基礎科目履修証明書です。太枠の科目が 1 科目でも未履修の場合は発行頂けません。

以下の注意事項、補足をご確認頂き、証明ができる場合のみ記載と発行をお願い致します。

※1 履修した科目についてのみ「履修」とご記載ください。（太枠内は必ず発行者側でのご記入をお願いします。）

※2 基礎科目について読み替えている場合、備考に読み替え科目をご記載ください。

※3の基礎科目履修の証明には、いずれか1科目の履修が必要です。

※尚、大学等の所定様式がある場合はそちらでもご提出可能です。

※見込で提出される方は、本用紙をコピー（2部）し、1部を出願時に提出してください。

また、入学後4月1日以降の日付で正規の書類を提出してください。

上記の基礎科目について履修したことを証明します。

年 月 日

所在地

学校名

代表者名

公印

基礎科目履修（見込）証明書

（令和3年（2021年）度4月1日以後大学等にご入学の方）

精神保健福祉士（通信）科 短期課程

年 月 日

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

入学年月 _____ 年 _____ 月 入学

科目名	履修状況 ^{**1}	単位数	備考 ^{**2}
医学概論			
心理学と心理的支援			
社会学と社会システム			
社会福祉の原理と政策			
地域福祉と包括的支援体制			
社会保障			
障害者福祉			
権利擁護を支える法制度			
刑事司法と福祉			
社会福祉調査の基礎			
ソーシャルワークの基盤と専門職			
ソーシャルワーク演習			

証明いただく学校様へ

当証明書は、精神保健福祉士の基礎科目履修証明書です。上記科目が1科目でも未履修の場合は発行頂けません。

以下の注意事項、補足をご確認頂き、証明ができる場合のみ記載と発行をお願い致します。

^{**1} 履修した科目についてのみ「履修」とご記載ください。（太枠内は必ず発行者側でのご記入をお願いします。）

^{**2} 基礎科目について読み替えている場合、備考に読み替え科目をご記載ください。

※尚、大学等の所定様式がある場合はそちらでもご提出可能です。

※見込で提出される方は、本用紙をコピー（2部）し、1部を出願時に提出してください。

また、入学後4月1日以降の日付で正規の書類を提出してください。

上記の基礎科目について履修したことを証明します。

年 月 日

所在地

学校名

代表者名

公印

キ
リ
ト
リ
線

履修科目免除申請書

精神保健福祉士（通信）科 短期課程
 一般課程

年 月 日

日本メディカル福祉専門学校
 学校長 様

氏 名 _____

下記科目の履修免除を申請します。

課程	科目名	履修免除希望欄 (希望科目に○印)	履修年 (学年)	時間数 (単位数)	成績証明書記載科目名
短期	精神医学と精神医療				
	現代の精神保健の課題と支援				
	ソーシャルワークの理論と方法				
	ソーシャルワーク演習（専門）				
	ソーシャルワーク実習指導（他の学校で履修された方）				
	ソーシャルワーク実習（他の学校で履修された方）	全て免除 一部免除			
一般	医学概論				
	心理学と心理的支援				
	社会学と社会システム				
	社会福祉の原理と政策				
	地域福祉と包括的支援体制				
	社会保障				
	障害者福祉				
	権利擁護を支える法制度				
	刑事司法と福祉				
	社会福祉調査の基礎				
	精神医学と精神医療				
	現代の精神保健の課題と支援				
	ソーシャルワークの基盤と専門職				
	ソーシャルワークの理論と方法				
	ソーシャルワーク演習				
	ソーシャルワーク演習（専門）				
	ソーシャルワーク実習指導（他の学校で履修された方）				
	ソーシャルワーク実習（他の学校で履修された方）	全て免除 一部免除			

- 「履修科目免除申請書」の申請は出願時のみの受付となります。出願時に別便で送付された場合や、願書受理後の提出は受付できませんので、ご注意ください。
- 原則的に科目名称が一致するもの、読み替え科目に該当するものが対象です。読み替え科目については募集要項でご確認ください。
- 総時間数の半分以上を超えての申請はできません。(p.9 参照)
- ソーシャルワーク実習と実習指導のどちらか一つを申請する事はできません。

学籍番号：

受験番号：

精神保健福祉士（通信）科 実習調査票

学 科	精神保健福祉士（通信）科			<input type="checkbox"/> 短期課程	<input type="checkbox"/> 一般課程
ふりがな					〒
氏 名		年齢		自宅 住所	
連絡先	自宅電話： ()		/	携帯電話： ()	
現在の 職種					
現住所 最寄り駅	線		駅	自宅より () 利用 ・ 約 () 分	
	線		駅	自宅より () 利用 ・ 約 () 分	
	その他（特に最寄駅まで遠方の場合ご記入ください）				

実習調整にあたって、希望する項目があれば下欄に記入し、その他必要事項も記入してください。
可能な限り調整しますが、全ての希望が通るわけではありません。予めご了承ください。※実習は、連続日程となっています。

希望実習時期 ※実習順序としては 1. 地域における 精神障害者を 対象とする分野 ↓ 2. 医療分野 となります。	1. 地域における精神障害者を対象とする分野 (約8日間かつ60時間以上、もしくは約16日間かつ120時間以上の実習が必要) 【短期課程：5月末～11月】 【一般課程：12月頃～翌年3月頃】(2. と同時期は不可) 希望時期：			
	2. 医療分野(約12日間かつ90時間以上の実習が必要) 【短期課程：地域分野修了後～11月】 【一般課程：地域分野修了後～翌年5月頃】(地域分野と同時期は不可) 希望時期：			
	特記事項 ※標準的な実習期間のうち、実習が不可能な時期がある場合は記入してください。			
通勤距離（交通の便）				
実習を行う上で 健康上留意すること				
地域分野実習に 係る事項	資格等		地域分野※	8日間 ・ 16日間
	社会福祉士実習の履修	あり ・ なし	社会福祉士実習で 行かれた施設の名称	例：社会福祉法人〇〇特別養護老人ホーム△△
	社会福祉士実習で 行かれた施設種別	例：特別養護老人ホーム		

※社会福祉士実習の履修に「あり」とされた方は、地域分野の実習が「8日間」となります。

※ご記入いただいた個人情報については、実習に関する業務以外には使用いたしません。

実習施設の範囲

1 医療分野	
精神科病院、精神科を有する病院（総合病院等）、精神科診療所	
2 地域における精神障害者を対象とする分野	
①行政関係機関・施設	保健所、市町村保健センター、市町村※1、精神保健福祉センター、更生保護施設※2
②障害者関係施設※3	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、共同生活援助、共同生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、地域活動支援センター、障害者支援施設、就労定着支援、自立生活援助、一般相談支援事業若しくは特定相談支援を行う施設等
③児童福祉法に基づく機関・施設※3	児童相談所、母子生活支援施設、児童家庭支援センター、児童自立支援施設、児童心理治療施設、児童養護施設、乳児院 等
④生活保護法に基づく施設※3	救護施設、更生施設
⑤社会福祉法に基づく機関・施設※3	福祉事務所
⑥障害者の雇用の促進に関する法律に基づく施設※3	広域障害者職業センター、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等
⑦知的障害者福祉法に基づく機関※3	知的障害者更生相談所
⑧発達障害者支援法に基づく機関※3	発達障害者支援センター
⑨その他	ホームレス自立支援センター、スクールソーシャルワーカー活用事業

※1 精神障害者に対してサービスを提供する部署に限る。

※2 精神保健・医療又は精神障害者の福祉に関する相談援助業務を行うものに限る。

※3 精神障害者に対してサービスを提供してするものに限る。

上記の指定施設が厚生労働省令により、実習施設として認められています。
 提携施設は多く（全国に約400カ所）用意していますが、施設のご都合が合わない場合や、特定の実習種別に
 実習生が集中した場合等、ご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。

実務経験申告書

年 月 日

日本メディカル福祉専門学校
学校長 様

氏 名 _____
〒 _____

住 所 _____

電話番号 (_____) _____

私の相談援助に関する実務経験は、以下のとおりですので、所属長等の証明書を添えて申告いたします。

所属している (していた) 病院・施設・機関等	施設種別	職種 (番号)	期間	証明権者氏名 (病院・施設・ 機関代表者)
		()	年 月 日 ~ 年 月 日 (年 ヶ月)	
		()	年 月 日 ~ 年 月 日 (年 ヶ月)	
		()	年 月 日 ~ 年 月 日 (年 ヶ月)	
		()	年 月 日 ~ 年 月 日 (年 ヶ月)	
		()	年 月 日 ~ 年 月 日 (年 ヶ月)	

- 1) 上記の記載内容は、「実務経験証明書 (個票)」の記載内容と一致すること。
- 2) 証明内容を訂正した場合は、申告者の印を押印してください。なお、修正液による訂正は認められません。
- 3) 見込で申告される方は、この用紙をコピーして1行目「実務経験申告書」の下に (見込) と朱で加筆してください。
入学後、4月1日以降の日付で正規のものを提出してください。

実務経験証明書（個票）

年 月 日

日本メディカル福祉専門学校
学校長 様

ふりがな		生年月日 (年齢)	年 月 日生 (歳)
氏名			
職種 (番号)	()	施設種別	

(1) 上記の者は、_____年 _____月 _____日より当病院・施設・機関において勤務し、精神障害者の保健または福祉に関する相談援助を主たる業務として行っている者であることを証明します。

(2) 上記の者は、_____年 _____月 _____日より _____年 _____月 _____日迄計 _____年 _____ヶ月 当病院・施設・機関において勤務し、精神障害者の保健または福祉に関する相談援助を主たる業務として行っていた者であることを証明します。

(1) または (2) に記入願います。

年 月 日

〒 -

所在地 _____

電話番号 () -

法人名 _____

病院・施設・機関名 _____

病院・施設・機関代表者 _____

(ゴム印可)

公印 _____

(個人名印不可)

- 上記の記載内容は「実務経験申告書」の記載内容と一致すること。
- 証明内容を訂正した場合は、証明者の印を押印してください。なお、修正液による訂正は認められません。
- 見込で申告される方は、この用紙をコピーして1行目「実務経験証明書」の下に（見込）と朱で加筆してください。入学後、4月1日以降の日付で正規のものを提出してください。
- 職種、施設種別に関しては募集要項（p.16～18）をご確認ください。
- 実務経験を証明する代表者は院長・所長・施設長・所属長・市長等です。

キ
リ
ト
リ
線



オープンキャンパスへGO!!

■…オープンキャンパス開催日(時間午前の部10:30~、午後の部13:30~)

2023 8 August

Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

9 September

Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

10 October

Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

11 November

Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

12 December

Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2024 1 January

Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

2 February

Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29		

3 March

Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

Access Information

■ JR(在来線・新幹線)から

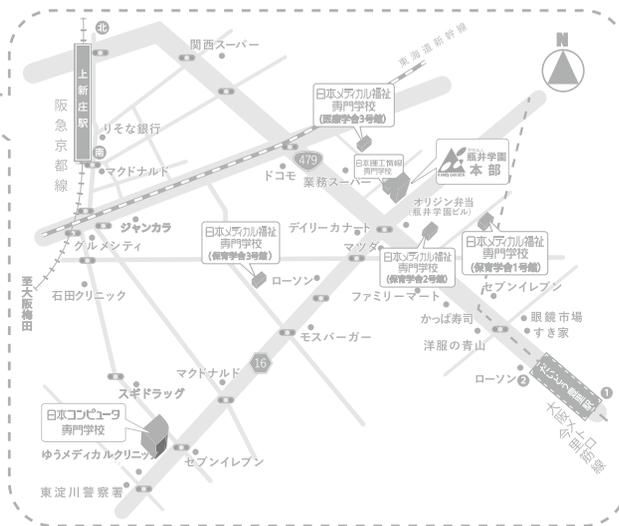
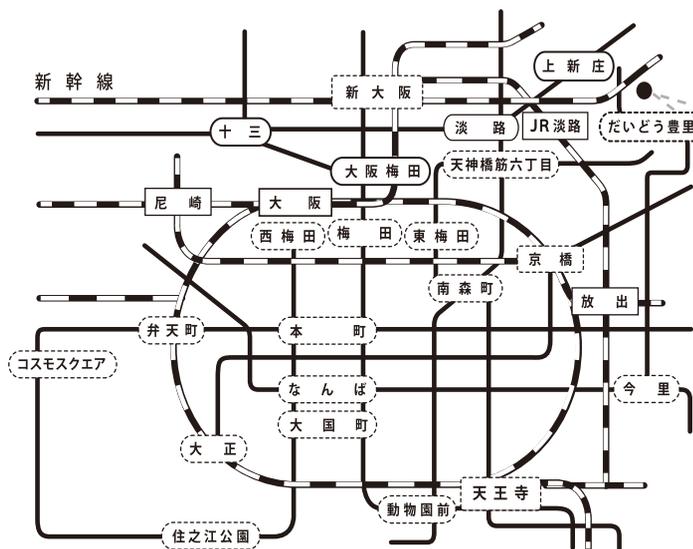
- ・「大阪」で阪急電鉄に乗り換え、「大阪梅田」より京都市線「上新庄」下車。
- ・「新大阪」よりおおさか東線「JR 淡路」下車、阪急「淡路」に乗り換え、京都市線「上新庄」下車。
- ・「上新庄」より徒歩10分。

■ Osaka Metro各線から

- Osaka Metro 谷町線からは「太子橋今市」、長堀鶴見緑地線からは「蒲生4丁目」、中央線からは「緑橋」でそれぞれ今里筋線に乗り換え、「だいどう豊里」下車。
- 「だいどう豊里」より徒歩7分。

■ 伊丹空港(大阪国際空港)から

- 大阪モノレール「大阪空港」より「南茨木」まで、阪急京都線に乗り換えて「上新庄」下車。
- 「上新庄」より徒歩10分。



厚生労働省指定

日本メディカル福祉専門学校

《入学事務局》

〒533-0015 大阪市東淀川区大隅1-1-25

学校ホームページ <https://www.nmf.ac.jp/>
 学園総合サイト <https://kamei.ac.jp/>

MAIL info@kamei.ac.jp

TEL 06-6329-6553(代表)

FAX 06-6321-0861

姉妹校

総務省認定・経済産業省指定・厚生労働省指定・国土交通省認定/国家試験免除校

日本理工情報専門学校

学校法人 瓶井学園 コンピュータ総合学園 文部科学省認可CG-ARTS協会認定CG教育校

日本コンピュータ専門学校